

令和2年第1回坂町議会定例会

会 議 録 (第1号)

1. 招 集 年 月 日            令和2年3月2日 (月)

2. 招 集 の 場 所            坂町議会議場

3. 開 会 (開 議)            令和2年3月2日 (月)

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員 (12名)

|                  |                     |
|------------------|---------------------|
| 1 番 尾 崎      光 君 | 2 番 安 竹      正 君    |
| 3 番 光 岡 美 里 君    | 4 番 主 枝 幸 子 君       |
| 5 番 奥 村 富 士 雄 君  | 6 番 柚 木      喬 君    |
| 7 番 出 下      孝 君 | 8 番 瀧 野 純 敏 君       |
| 9 番 大 田 直 樹 君    | 10 番 中      雅 洋 君   |
| 11 番 中 川 ゆかり 君   | 12 番 川 本 英 輔 君 (議長) |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|          |              |
|----------|--------------|
| 町      長 | 吉 田 隆 行 君    |
| 副 町 長    | 財 満 芳 洋 君    |
| 教 育 長    | 太 田 耕 樹 君    |
| 技      監 | 荒 木      勲 君 |
| 総 務 部 長  | 新 木 之 博 君    |
| 民 生 部 長  | 中 村 政 愛 君    |
| 教 育 次 長  | 河 本 和 彦 君    |
| 総 務 課 長  | 藤 本 大 一 郎 君  |
| 企画財政課長   | 車 地 孝 幸 君    |
| 税務住民課長   | 大 畠 英 司 君    |
| 民 生 課 長  | 宮 本 隆 一 君    |

|            |           |
|------------|-----------|
| 保険健康課長     | 増 木 梨 江 君 |
| 環境防災課長     | 窪 野 稔 君   |
| 産業建設課長     | 本 家 正 博 君 |
| 都市計画課長     | 西 谷 伸 治 君 |
| 学校教育課長     | 新 谷 裕美子 君 |
| 生涯学習課長     | 福 嶋 浩 二 君 |
| 会計管理者兼出納室長 | 吉 原 修 君   |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

|        |           |
|--------|-----------|
| 議会事務局長 | 西 谷 信 樹 君 |
| 主 事    | 秦 正 憲 君   |

~~~~~○~~~~~

8. 議 事 日 程

「諸般の報告」

「議 会」

- (1) 議長報告
- (2) 議会運営委員会報告
- (3) 総務厚生委員会報告
- (4) 後期高齢者医療広域連合議会報告
- (5) 産業文教委員会報告
- (6) 災害復旧・復興対策調査特別委員会報告
- (7) 地方創生推進特別委員会報告
- (8) 府中・坂地区水道整備協議会報告
- (9) 監査委員報告

「行 政」

- (1) 町長報告
- (2) 副町長報告

議 事

|       |        |                                               |
|-------|--------|-----------------------------------------------|
| 日程第1  |        | 「会議録署名議員の指名」                                  |
| 日程第2  |        | 「会期の決定」                                       |
| 日程第3  | 議案第1号  | 「令和元年度坂町一般会計補正予算（第5号）」                        |
| 日程第4  | 議案第2号  | 「令和元年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」                |
| 日程第5  | 議案第3号  | 「令和元年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」                   |
| 日程第6  | 議案第4号  | 「令和元年度坂町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」                  |
| 日程第7  | 議案第5号  | 「令和元年度坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」                 |
| 日程第8  | 議案第6号  | 「災害廃棄物の処理に関する事務の事務委託の廃止に関する協議について」            |
| 日程第9  | 議案第7号  | 「坂町学校施設トイレ整備工事請負契約の締結について」                    |
| 日程第10 | 議案第8号  | 「北新地運動公園整備工事請負契約の変更について」                      |
| 日程第11 | 議案第9号  | 「災害公営住宅の整備に係る財産の取得の変更について」                    |
| 日程第12 |        | 「令和2年度町長施政方針」                                 |
| 日程第13 |        | 「令和2年度教育行政方針」                                 |
| 日程第14 |        | 「一般質問」                                        |
| 日程第15 | 議案第10号 | 「町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について」                |
| 日程第16 | 議案第11号 | 「坂町監査委員条例の一部改正について」                           |
| 日程第17 | 議案第12号 | 「会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について」       |
| 日程第18 | 議案第13号 | 「地方自治法及び地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について」 |

|       |        |                                                    |
|-------|--------|----------------------------------------------------|
|       |        | て」                                                 |
| 日程第19 | 議案第14号 | 「坂町災害見舞金支給条例の一部改正について」                             |
| 日程第20 | 議案第15号 | 「坂町重度心身障害者医療費支給条例の一部改正について」                        |
| 日程第21 | 議案第16号 | 「坂町葬祭料条例の一部改正について」                                 |
| 日程第22 | 議案第17号 | 「昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止について」 |
| 日程第23 | 議案第18号 | 「令和2年度坂町一般会計予算」                                    |
| 日程第24 | 議案第19号 | 「令和2年度坂町国民健康保険事業特別会計予算」                            |
| 日程第25 | 議案第20号 | 「令和2年度坂町下水道事業特別会計予算」                               |
| 日程第26 | 議案第21号 | 「令和2年度坂町介護保険事業特別会計予算」                              |
| 日程第27 | 議案第22号 | 「令和2年度坂町後期高齢者医療特別会計予算」                             |

~~~~~〇~~~~~

## 9. 議 事 の 内 容

(開会 午前10時00分)

○議長（川本英輔議員） 皆さん、改めまして、おはようございます。令和元年年度末を迎え、何かとお忙しい中、御出席を賜り、まことにありがとうございます。

本定例会においては、令和2年度当初予算も審議されますけれども、本定例会が議員各位の御協力のもとに、日程どおりにはかどりますよう御協力をよろしく願いをいたします。

なお、新型コロナウイルスの感染予防については、本定例会においてはマスクの使用を許可いたしますが、発言の際には、外して発言をひとつよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は12名です。

会議成立のための定足数に達しておりますので、これより令和2年第1回坂町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

お諮りします。

議事事件説明のため、説明員の出席を求めたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、直ちに出席を求めます。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時01分)

(再開 午前10時03分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 町長から特に発言を求められておりますので、発言を許します。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 皆さん、おはようございます。令和2年第1回坂町議会定例会が開会するに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、御多忙の中を御出席をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

このたびの定例会では、22件の案件について御審議をお願いいたすものでございます。案件の内容につきましては、後ほど説明をさせていただきたいと存じます。何とぞよろしく御審議をくださいます、御承認を賜りますようお願いを申し上げます、御挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長(川本英輔議員) 議事に先立ち、諸般の報告を行います。

初めに、議会から報告を行います。

報告1 議長報告。

議長報告を行います。

去る2月17日に熊野町役場において安芸郡町議会議員研修会が開催され、当町から12名の議員が出席いたしました。

研修会では、広島県地域政策局地域振興部長、來山 哲氏による「地域の活性化」と題し、これまでの地方創生の国や県の取り組みについて講演が行われました。

次に、去る2月21日にパルテ・ザ・スタイル・オブ・ウェディングにおいて、令和元年度自治功労者等表彰並びに広島県町議会議員研修会が開催され、当町から12名の議員が出席いたしました。

午前中は自治功労者等表彰式と議会広報サポーターの吉野政明氏による議会広報クリニックが行われ、午後からは劇作家・演出家の平田オリザ氏による地域文化とまちづくりについての講演が行われました。

以上で、報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告2 議会運営委員会報告。

瀧野議会運営委員長。

○8番（瀧野純敏議員） 議会運営委員会先進地視察研修報告を行います。

令和2年2月6日、7日に、議会運営委員会委員5名と、議長、副議長、事務局2名により、徳島県那賀町議会での視察研修を行いました。

那賀町議会より、古野議長、柏木議会改革委員長出席のもと、議会改革活性化への取り組みについて、柏木議会改革委員長より議会活性化18項目の内容について説明を受け、質疑を行いました。若い議員の指導で議会改革活性化と若者の回帰、定住化促進に取り組んでおる姿勢は見習う点がありました。

また、30年7月豪雨災害地区の倉敷市真備町の被災地を車窓から視察いたしました。死者、行方不明51名、避難者3,600名、浸水家屋4,600戸、浸水の深さ5メートル、全壊家屋2,100棟でありました。死者の大部分が高齢者であり、我が町も心しなければと感じました。

以上、報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告3 総務厚生委員会報告及び報告4 後期高齢者医療広域連合議会報告を行います。

光岡総務厚生委員長。

○3番（光岡美里議員） 総務厚生委員会報告を行います。

令和2年1月17日13時より、外部講師を迎え、学校トイレについて、産業文教委員会と合同調査を行いました。

国の方針やユニバーサルデザイン視点の洋式化の必要性、子供たちの気持ちに寄り

添った最新事例から、障害やLGBTなど多様性を受けとめられる学校トイレや清掃管理、メンテナンスといった内容について90分の講義を受け、その後、質疑応答を行いました。

また、この内容をもとに1月31日に合同委員会を開催し、要望書を取りまとめ、町長へ提出しています。

以上、報告を終わります。

続いて、広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会に出席しましたので、報告します。

令和2年2月18日、国保会館において、全員協議会に引き続き、令和2年第1回定例会が開催されました。

提出された9議案は、広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、広島県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の策定についてなどで、全て可決されました。

次に、令和元年度の各補正予算及び令和2年度一般会計予算及び令和2年度特別会計予算はいずれも原案のとおり可決され、閉会いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告5 産業文教委員会報告。

中産業文教委員長。

○10番（中 雅洋議員） 令和元年度12月定例会以降の産業文教委員会の活動内容について報告いたします。

去る1月17日、総務厚生委員会と合同で学校トイレのあるべき姿を目指し、専門家を招聘し、全員参加のもと、研修会を開催いたしました。

研修内容につきましては、先ほど総務厚生委員長から報告がありましたとおりであり、結果、補正予算承認後ではありますが、合同調査のアウトプットとして提案要望書を作成し、取り入れられるもの、また、近い将来に反映していけたらいいものとの考えで、1月31日付で町長と教育長に合同委員会の要望として提案要望書を提出いたしました。御配慮よろしく願いいたします。

また、11月に開催した低地帯の排水路対策につきましては、5カ所のポンプ場の雨水排水処理能力の検証結果が2月末に報告できるとのことで、報告の重複を避けるため、先日、2月28日の全員協議会で報告を受ける形といたしました。

結果、容量不足の排水路が多々特定できたので、今後、優先順位をつけて修繕に取り組んでいく旨、報告を受けました。

以上、報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告6 災害復旧・復興対策調査特別委員会及び報告7 地方創生推進特別委員会報告及び報告8 府中・坂地区水道整備協議会報告を行います。  
中川副委員長。

○11番（中川ゆかり議員） 災害復旧・復興対策調査特別委員会報告をいたします。  
令和元年12月20日に災害復旧・復興対策調査特別委員会を実施いたしました。  
町側から説明員の出席を求め、平成30年7月豪雨における議会からの要望に対する回答を町側から説明を受けました。

1月31日は、災害公営住宅の抽せん会について及び災害公営住宅の基礎工事の状況について、町担当職員から説明を受け、質疑等を行いました。

また、2月14日には建設中の災害公営住宅の現地視察を行い、工事の進捗状況を確認いたしました。

次に、地方創生推進特別委員会報告を行います。

令和2年2月28日、坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略の延長及び延長に伴う各指標の目標値の見直しについて、町側の説明員の出席を求め、説明を受け、質疑等を行いました。

以上で、災害復旧・復興対策調査特別委員会及び地方創生推進特別委員会の報告を終わります。

続きまして、府中・坂地区水道整備協議会について報告いたします。

令和元年度第1回府中・坂地区水道整備協議会が令和2年1月27日、広島市水道局基町庁舎にて開催されました。

坂町から、吉田町長、本家産業建設課長と私、中川が出席いたしました。

初めに、令和2年度広島市水道事業会計予算（案）の概要が説明され、坂町の負担金予定額の内訳として、消火栓負担金184万8千円、水源開発繰入金43万8千円、温井ダム建設負担金228万6千円、安全対策事業84万6千円、下水道使用料徴収業務受託収入1,063万3千円、平成30年7月豪雨災害に係る水道料金等減免繰入金192万円で、合計1,797万1千円です。

次に、令和2年度坂地区水道施設整備計画について協議があり、災害復旧工事2件



に2,452万円、施設更新及び改良工事業務8件に3億618万3千円で、合計金額3億3,070万3千円の予算説明を受けました。

また、広島県における水道広域連携について、今後の進め方などの説明がありました。

なお、詳細につきましては、事務局に資料を提出してありますので、参考にしてください。

以上で、報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告9 監査委員報告。

奥村監査委員。

○5番（奥村富士雄議員） 監査委員報告をさせていただきます。

監査は、坂町代表監査委員である野村哲朗氏及び奥村富士雄の2人で実施いたしました。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査を令和元年12月分を12月23日、令和2年1月分を1月21日、令和2年2月分を2月19日にそれぞれ実施いたしました。

検査の結果につきましては、お手元に配付しております資料のとおり、現金の出納は適正であると認めます。

また、地方自治法の改正により、各自治体の監査委員が監査基準を作成することとなり、2月19日に坂町監査基準を策定いたしました。来年度からはこの監査基準に従い、監査を行ってまいります。

以上で、坂町監査委員の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 次に、行政から報告を行います。

報告1 町長報告。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） それでは、諸般の報告を申し上げます。

広島県町村会町長会議について御報告をいたします。

去る2月10日、広島市のメルパルク広島において町長会議が開催され、私が出席をいたしました。

会議では、第1号議案として、令和2年度広島県町村会事業計画について、第2号議案として、令和2年度広島県町村会収支予算について審議され、これらの案件につ

いて、いずれも全会一致で承認されました。

引き続き、自治功労者の表彰が行われ、一般職員の部では、坂町職員から広島県町村会表彰勤続25年以上として、環境防災課係長、山田正樹君、税務住民課係長、榎尾伸君、学校教育課係長、見田容子さん、民生課主任、楠朋子さん、保険健康課主任、津麥由恵さんが受賞されました。

以上で、私からの諸般の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告2 副町長報告。

財満副町長。

○副町長（財満芳洋君） 安芸地区衛生施設管理組合議会定例会について御報告いたします。

令和元年12月19日に、令和元年第2回管理組合議会定例会が開催され、坂町からは、吉田町長と川本議長並びに吉原会計管理者と私が出席をいたしました。

当日は10件の案件が提出されました。

まず、選任第1号、副管理者の選任につきましては、令和元年11月16日に海田町長に再任された西田議員が指名推選により全会一致で副管理者に選任されました。

次に、報告第2号、専決処分の報告につきましては、広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について、広島県市町総合事務組合の加入団体である甲世衛生組合が令和2年3月31日をもって解散し、同年4月1日から当該事務組合を脱退することに伴う組合規約の変更を、令和元年10月31日に専決処分した旨の報告がありました。

次に、議案第8号、専決処分の承認につきましては、職員の給与に関する条例の一部改正について、人事院勧告の国家公務員の給与改定等に準拠するための改正及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が成立したことに伴う規定の整備を令和元年11月28日に専決処分したもので、この専決処分について全会一致で承認されました。

次に、議案第9号、職員の給与に関する条例の一部改正について、国家公務員に準拠して職員に地域手当を支給するもの及び人事院勧告等を考慮して住居手当の改定を行うもので、原案のとおり全会一致で可決されました。

次に、議案第10号、会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について及び議案第11号、地方自治法及び地方公務員法の一部改正に伴う

関係条例の整備に関する条例の制定について、地方自治法及び地方公務員法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関し必要な事項を定めるもの並びに関係条例に会計年度任用職員に係る規定を整備するもので、それぞれ原案のとおり全会一致で可決されました。

次に、議案第12号、職員の育児休業等に関する条例の全部改正について、地方自治法及び地方公務員法並びに地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い条例を改正するもので、原案のとおり全会一致で可決されました。

次に、議案第13号、平成30年度安芸地区衛生施設管理組合各会計歳入歳出決算認定につきましては、いずれも全会一致で認定されました。

さらに、これら各会計の平成30年度決算の確定による繰越金の計上等により、各会計の補正予算案が上程され、議案第14号、令和元年度安芸地区衛生施設管理組合一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ1,207万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億3,617万9千円とするもの、また、議案第15号、令和元年度安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ10万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億6,964万円とするもの、この2件の補正予算につきまして、いずれも原案のとおり全会一致で可決され、同日、閉会されました。

続きまして、令和2年第1回管理組合議会定例会が令和2年2月20日に開催され、坂町からは、吉田町長と川本議長並びに吉原会計管理者と私が出席いたしました。

当日は4件の案件が提出されました。

議案第1号、令和元年度安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ6,076万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億887万3千円とするもの、議案第2号、組合経費の関係市町の負担金の負担方法につきましては、安芸地区衛生施設管理組合規約第12条第3項の規定に基づき、令和2年度における関係市町の負担方法を定めるもの、議案第3号、令和2年度安芸地区衛生施設管理組合一般会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ5億3,311万8千円とするもの、議案第4号、令和2年度安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計予算につきましては、予算総額を歳入歳出それぞれ10億727万8千円とするもの、これらの案件につきましても、いずれも原案のとおり可決され、同日、閉会されました。

以上で、報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 以上で、諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員には、坂町議会会議規則第125条の規定により、議長において、6番柚木 喬議員、7番出下 孝議員、8番瀧野純敏議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月10日までの9日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

会期は本日から3月10日までの9日間に決定をいたしました。

日程第3 議案第1号「令和元年度坂町一般会計補正予算（第5号）」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第1号「令和元年度坂町一般会計補正予算（第5号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ各事業の決算見込みに基づいた補正計上を行ったことにより、既定の予算総額に2億6,678万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を88億5,847万7千円といたすものでございます。

8ページからの繰越明許費は、計上いたしております事業につきまして、本年度内の執行が困難なことから翌年度に繰り越すもので、9ページの地方債補正につきましては、事業の執行見込みに基づき追加及び変更を行うものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず、歳入で、17ページの地方交付税、特別交付税では、戸別受信機購入費等の措置額を執行見込みにより計上いたしました。

18ページの分担金及び負担金並びに使用料及び手数料につきましては、それぞれ収入見込みにより計上いたしました。

19ページからの国庫支出金及び県支出金につきましては、それぞれの事業の執行見込みにより計上いたしました。

24ページの財産収入、不動産売払収入では、土地売払収入9,545万2千円を計上いたしました。

25ページの寄附金、一般寄附金では、災害支援金を計上いたしました。

27ページの雑入、過年度収入では、平成30年度に実施した事業に対する国庫支出金を計上いたしました。

28ページの町債では、各事業の執行見込みにより、それぞれ計上いたしました。

次に、歳出で、30ページの総務費、財産管理費では、各事業に係る基金積立金をそれぞれ計上いたしました。

31ページからの総務費、災害対策費では、派遣職員受け入れに要する経費を執行見込みにより計上いたしました。

39ページの保育所費では、私立保育園の運営に係る経費を計上いたしました。

40ページの災害救助費では、被災者支援に要する経費を執行見込みにより計上いたしました。

42ページの清掃費、塵芥処理費では、資源ごみ等ストックヤード整備事業を計上いたしました。

45ページの土木費、公園費では、都市防災総合推進事業を計上いたしました。

46ページの住宅費、災害対策費では、災害公営住宅整備事業を計上いたしました。

48ページからの教育費、小学校費及び中学校費では、小中学校校内LAN整備事業を計上いたしました。

52ページの災害復旧費では、各事業の執行見込みによりそれぞれ計上いたしました。

その他のものにつきましては、付記説明のとおりでございます。

御審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

光岡議員。

○3番（光岡美里議員） 22ページの自立支援給付費について確認です。

これが増えているということは、利用される方が増えたということでもよいこ

とだと思えます。その増えた要因についてお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 宮本民生課長。

○民生課長（宮本隆一君） お答えします。

自立支援給付費が増えた要因につきましては、民生課のほうに障害を持たれた御家族等が相談にいられて、それを支援につなげたことが主な要因でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

出下議員。

○7番（出下 孝議員） 歳出のほうで、43ページに商工費、ベイサイドビーチ坂物販施設の建設に伴う基本設計等の業務ということで1千万円ほど減額になっておりますが、これは事業を進める上で何か支障があったためにこうなったか、ちょっとその減額の理由をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） お答えいたします。

ベイサイドビーチ坂物販施設に伴う設計業務1千万円の減額ですけども、現在、土地の所有者である広島県さんのほうといろいろ協議を進めておりますけども、今年度、もし話が進めばいうことを思いまして、今年度、すぐ動けるように予算計上をした経緯がございます。ですから1千万円という丸まった数字でございます。結果として、今年度、進めることができなかった。来年度、新たにまた審議していただきますけども、今年度減額して、また来年度、新たに予算計上をさせていただいております。そういう経緯で、このたび、減額をさせていただいております。事業を取りやめたわけでは決してございません。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） 24ページの財産の売払収入の件なんですけども、土地の売買を、売り払いをしとるということなんですけども、どこをどういった理由で売り払ったんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 西谷都市計画課長。

○都市計画課長（西谷伸治君） お答えいたします。

この今回の補正の9,500万円余りににつきましては、県道坂小屋浦線の高架橋用地というところで、丸子児童公園のほうを広島県のほうに売り渡した金額となっております。

ります。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 23ページ、歳入のほうで県補助金の件で伺います。

23ページの一番最下段です。平成30年7月の豪雨災害廃棄物処理基金事業4,693万7千円ということが県補助金として入りますが、都合幾らになりますでしょうか。それをお願いします。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） 平成30年7月豪雨災害廃棄物処理事業基金なんですけども、これは全体のごみ処理で25億円かかりまして、これに対する県からの補助金として4,600万円計上するものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 次のページ、25ページをお願いします。

25ページの寄附金の欄でございますけども、その中の災害支援金、これは1,021万3千円の計上があるんですが、最終的にはこれの累計額等を含めて説明をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 新木総務部長。

○総務部長（新木之博君） お答えいたします。

災害直後から全国からの温かい支援金をいただいておりますが、累計ということですが、平成30年度には2億1,200万円余りの災害支援金等を頂戴いたしました。本年度につきましては、引き続いてまだ支援金、あるいはふるさと納税をいただいておりますが、現在のところ、約1,400万円弱が本年度の収入見込みとなっております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） 歳出のほうの45ページです。

港湾建設費、これが県営工事がなかったんかどうかわかからんですが、減額になってますね、7,704万5千円。それと、8ページの繰越明許費、これ、港湾費でやはり海岸保全の県営工事で617万5千円繰り越しになっておりますね。ここら辺の

関係がどうなつとるんかいうのをちょっと説明をお願いしたいんですが。片や減額をする、片や繰越明許費が残つとるということで、どのような事業内容になつとるんかいうのがちょっとわかりませんので、説明をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

最初に、45ページのほうのまづマイナス7,700万円余についてでございますけども、こちらにつきましては、当初の事業費に比べ、実際に用いられた精算額のほうが下がっているために、これだけの負担金が必要なくなったというようなことになってございます。こちらに計上しておりますものは、県の事業に対します負担金ということになっております。

8ページのほうの繰越金でございますけども、こちらにつきましては、今回、横浜東で実施しております事業につきまして繰り越しを伴うものでございまして、こちらのほうの予算がおよそ6千万円のほうで繰り越しとなっております、これに伴う負担金ということになっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

中議員。

○10番（中 雅洋議員） 17ページ、ここに地方交付税、ちょっと町長から説明があったようなんだけど、6千万円弱、ちょっと大きいな思って、ここをもう一度、確定した金額なんだろうが、ちょっと大きい金額なんで、歳入がちいと6千万円弱という、その辺の理由をお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） 特別交付税の減額理由について御説明を申し上げます。

特別交付税といいますのは、災害関係の経費も特別交付税で措置されるようになっておりますけども、このたび、先ほど町長の答弁にございましたけども、戸別受信機が、当初、5,700台購入予定の当初予算でございました。現在は3千購入しております。その歳出のマイナスがございまして、その分、特別交付税も減額になっていると。

また、それ以外の理由といたしまして、災害派遣職員の受け入れ分が、当初、7,600万円余り交付税のほうで措置されるということで計上してございましたけども、



それが結果として5,500万円余り、マイナス2千万円強ということになっております。

また、それ以外でもルール分、決まったことでプラス要素もございまして、その差し引きが結果としてマイナス5,911万円となっております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） ちょっともう一点、22ページ、ここに災害救助費の負担金、災害応急救助費3,588万円とあるんですが、これ、前年度のそういった県からの民生の負担金となっておるんですが、何かイメージが出てこんのだけど、昨年ならまだしも、今年度のあれで、これはどういう経緯なんですか。トータルで、結局、こういった費用というのが発生したから、県から費用が出たとか、その辺も含めてもうちょっと詳しく説明いただけないですか、災害応急救助の費用として。

○議長（川本英輔議員） 宮本民生課長。

○民生課長（宮本隆一君） 災害応急救助費について御説明いたします。

災害応急救助費については、応急処理の件数を当初120件程度と見込んでおりましたが、約半分の60件程度に済むということで、このマイナス3,588万3千円を計上しております。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） この災害応急救助費、60人くらいいうと、平成30年のときの7月の段階であったんじゃないんかないうような気がするんですが、それから少したつとるから、その辺の経緯、ここで発生するというのが、要はマイナスになるというのが、今、整理がついたような感じなんですかね。その辺ももうちょっと詳しく聞きたかったんじゃないけど。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

今の歳入のほうにつきましては、40ページの歳出のほうと連動していることと思われまので、私のほうからお答えさせていただきます。

20番、扶助費の応急修理に関するものだと思います。こちらにつきましては、先ほど課長からの御答弁がありましたように、当初予定しておりました件数に比べまして、大幅に実績のほうが少ないために、こちらのほうで減額になったということ

で、こちらのほうは実績のほうで処理しているものでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） 45ページの一番下の復興まちづくり計画に基づく宅地造成実施設計業務というのは、そのまま結局4千万円のところを、何も使わなかったのか、その辺を聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 西谷都市計画課長。

○都市計画課長（西谷伸治君） お答えいたします。

復興まちづくり計画に基づく住宅造成実施設計業務ですが、発災当初、こちらの業務につきまして、宅地造成等の検討を行うような準備をしておりましたが、令和元年度を迎えまして、地域の方々と協議を行う中で、宅地造成の事業については、宅地造成の事業を行わなくとも再建ができるという話を伺いまして、こちらの事業につきましては減額し、事業を取りやめるものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） この件は、だったら、令和2年度には、もう一遍、上がってくるのか、その辺を聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 西谷都市計画課長。

○都市計画課長（西谷伸治君） こちらの事業につきまして、令和2年度に行う予定はございません。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

大田議員。

○9番（大田直樹議員） 48ページ、校内LAN整備工事、小学校と次のページの中学校、このLANを工事することによって、今までパソコンはパソコンの部屋でみたいな感じだったと思うんですけど、LANすることによって、どこででもいうことになりますよね。それで、それ以降、やはりタブレットなりそういったもののつながってくるんじゃないかと思うんですが、そこらあたりをちょっとお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 新谷学校教育課長。

○学校教育課長（新谷裕美子君） 本年度予算のほうでは坂町の学校施設情報機器にお

けるLANの整備ということで上げさせていただいております。議員さんがおっしゃられたように、今後、1人1台を目指したパソコンを整備していくというための、LANを引いて、まずは準備をしておいて、今後、国の基準に基づきながら、子供たちの環境としてパソコンのほうを入れていきたいと思っておりますので、まずは環境整備ということでLANのほうを上げさせていただきました。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） ちょっと42ページ、清掃費の件で伺います。

先ほど副町長のほうからいろいろと安芸地区衛生施設管理組合のことであったんですが、一番下のほうです。負担金、これが1,286万9千円の減になっているんですが、これは当初予算がたしか9,300万円ぐらいから、今回、1,200万円と思えるんですが、この理由はちょっと何でしょうか。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） 安芸地区衛生施設管理組合でことしの災害ごみの量で金額を負担金を出しておったんですが、思ったよりそういった災害廃棄物のごみが少なかったということで、減額ということになりました。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） ちょっと知るところですけども、管理組合の負担金というのは、たしか人口比にどうのこうのいうことじゃなかったかと思うんですが、これは特にあれですか。そういうふうなことの、災害ごみの追加の条件がついたということですか。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） 主に管理組合負担金は人口割でございますが、災害ごみについては、市町によってばらばらの量がありますので、これは市町の量によって出すということで変わっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 次に、その上のほうにあります、これ、ごみ収集の車両等々で、いわゆるストックヤードの備品購入だと思っておりますが、まさに1台分1千万円か

何か783万9千円の減になるんですが、車は要らないということですか。ちょっと済みません、その確認をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） ことし、予算としましては、フォークリフトを入れてまして車を3台買う予定にしておったんですけども、その中で2トンダンプ1台700万円ぐらい予算計上させていただいておったんですが、これが寄附いただけることになりましたので、これを減額するものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） 47ページの一番下の急傾斜地の県営工事で695万4千円、これはこれで見たら町の一般財源から出とるんじゃないけど、どこへ使うのに、これ、追加金なのか聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

県のまず災害関連緊急急傾斜地崩壊対策工事として、法大神地区、西6441地区、西側地区、それから釜ヶ谷地区、この4カ所でございます。通常の県の急傾斜事業といたしまして、三田尾地区、それから西側のA地区、それから横浜の6244地区、この3カ所でございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） ちょっと46ページをお願いします。

公有財産購入費の件で何うんですが、災害公営住宅を1,520万円、公有財産購入費、この説明をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

1,520万円の内訳といたしましては、地中よりの地下埋設物の処分費の増加、あるいは水道料の加入の負担金による増加を合わせまして1,520万円としているところでございます。

なお、現在、外構等につきましても、まだ施工中であることから、本来の地中埋設

物等の増加分であれば1,460万円程度のものでございますが、60万円程度はこちらの外構用費用として、まだ計上させていただいているものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ありませんか、ほかに。

奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） 42ページの資源ごみのストックヤードの建設工事の4,100万円と、それに伴って用地の購入が480万円減になっておりますけども、こちらの説明をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） 資源ごみストックヤードの建設工事なんですけども、当初、上げておった予算に対して、用地を調査した結果、土地の改良工事や基礎工事を変更にすること、また、塩害対策をしなきゃいけなくなったということで、4,110万円追加計上させていただきました。

また、ストックヤード用地なんですけども、6千万円で買えることになりましたので、不用額を落とすものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） 51ページの19番、補助金、メキシコオリンピックチームの事前試合の分で減額になっとる。これは後がもうこれで終わりなのか、ことしの7月まで今度に上るのか、その辺を聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 福嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君） お答えいたします。

この減額につきましては、令和元年度につきましては、事前合宿が行われなかったものに伴い減額をするものでございます。

現在、まだメキシコビーチバレーボールチームのオリンピック出場が決まっておりませんので、それがもし出場が決定した場合には、令和2年度に直前合宿に来る予定として予算計上のほうをさせていただいております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） 同じく51ページに町民交流センター費の中の委託料でライ

ブ公演が500万円ほど減額になってますね。これはやっぱり今回のウイルスの件が影響しとるんですか。それとも、ほかに理由がありますか。

○議長（川本英輔議員） 福嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君） 今回のウイルスに関するものではないんですけども、ほかの事業をやったことに伴って、これ、宇宙飛行士が来られて講演をやったりとか、人権啓発映画をやったりとか、無償での講演があったもので、お金のかかる講演をやらなかったということで、今回、減額をさせていただいているものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） 要は、必要ない講演を計画しとったということですか。それとも、そうじゃなしに、費用が少なくなったとかいうことなんですか、この500万円というのは。

○議長（川本英輔議員） 福嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君） 当初の予定では、コンサート等のものを計画する予定として計上しておりましたが、ほかの講演をやったことに伴い、コンサート等の公演をやらなかったということで、今回、不用になったということで、決して当てののないものを上げとったものではございません。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） 30ページで財産管理費の中に財政調整基金の積立金が4億何ぼあるんですけども、このたびの豪雨災害でかなり財政調整基金を切り崩しておりますよね。それで実際に取り崩した金額と、今回、積み立てで、今年度末の基金残高が幾らになるんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 新木総務部長。

○総務部長（新木之博君） お答えいたします。

今回の補正が本年度の決算見込みに基づく最終補正ということで、今年度の財源についてまた精査をさせていただきました。

議員さんおっしゃるように、平成30年度に災害を受けまして、当初、15億円程度の財政調整基金、あるいは減債基金の取り崩しをさせていただいて、災害の財源を乗り切ったところなんですけど、今回につきましては、平成30年度に災害復旧事業の

土木関係の事業につきまして、一般財源で立てかえというか、実施しておった国費が、このたび、施越事業と言いますが、本年度になって国費が入ってきたということで、これが約3億円余りございます。

また、今回、土地の、先ほどありました売払収入が9,500万円あった等々で、財政調整基金で30年度に対応しておった部分のうち、財政調整基金へ、このたび、取り崩しをやめたこと、あるいはその基金へ積み立てしたことということで、財調約7億円余りを返すことができました。

今年度、当初予算でちょっと基金の状況の資料もつけておるんですが、本3月補正後の直近の見込みでありましたら、財政調整基金につきましては、30年度末には13億円に減っておったんですが、本年度末には約18億円まで財政調整基金につきましては復元をする予定になっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 同じページにあるんでちょっと確認なんですが、減債基金積立金というのが4,700万円弱あるんですが、これはどういう趣旨のものでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 新木総務部長。

○総務部長（新木之博君） お答えします。

先ほど、23ページで県補助金の衛生費補助金、23ページの一番下なんですが、平成30年7月豪雨災害廃棄物処理基金事業ということで、この額が4,693万7千円となっております。この県からいただいた補助金を全額減債基金へ積むものがありますが、先ほどちょっと環境防災課長がお答えしたように、この廃棄物処理事業につきましては、総額約25億円の事業費がかかっておりました。この25億円につきまして、国費が2分の1、起債で2分の1、当面、国費と起債で財源はカバーできるんですが、この起債につきましては、95%が交付税で措置をされます。残りが起債の5%、全体事業費で言ったら2.5%ぐらいになるんですが、この25億円のうち約2.5%相当が6千万円余りになります。これが当町の災害廃棄物の持ち出しになるわけですが、この6千万円余に対しまして、県のほうから基金事業ということで4,690万円ほど収入があります。後年度の当町の実質負担である起債の5%、全体で2.5%の元金の償還に対して、一旦、このたび基金を減債基金へ積み立てていただいて、後年度の償還に合わせてこの減債基金を取り崩して、その財源に充てると

いうことにしておるものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） 52ページの節の15工事請負費、平成30年度発生災害ふるさと自然のみち復旧工事のこの400万円なんです、これは内訳はどうか、追加金になるのか、その辺を聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 西谷都市計画課長。

○都市計画課長（西谷伸治君） お答えいたします。

こちらのふるさと自然のみち復旧工事につきましては、現在、工事のほうを発注し、行っておりますが、その工事の最中ですが、やはり車が入らない狭隘な部分がございます。そちらの部分につきまして工事費のほうがかさむことが予想されますので、400万円の追加計上を行いました。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） これはもう、現在、行われとるの、この工事は。それと、その箇所も、さっき言ったんじゃないけど、その箇所を教えてください。あれは6カ所ぐらいあったんじゃないですか。

○議長（川本英輔議員） 西谷都市計画課長。

○都市計画課長（西谷伸治君） こちらの工事につきましては、現在、行われております。主に上条から水尻に抜けるルートでございまして、6カ所と申しますのは、小さい箇所もなんですけれども、主に大きい箇所につきましては、約3カ所が大部分を占めてございまして、事業費がかさむ場所となっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） 52ページ、道路橋梁災害復旧費というのが2千万円ほど減額になってますね、これ。設計等となつとるんですが、業務内容、この減額になった理由と、それともう一つは、8ページに返るんですが、繰越明許費の中で、やはり道路橋梁災害復旧事業2億7,915万円ほど明許費が計上になつとるんですが、ここの関係をちょっと説明していただきたいんですが。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。



○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

最初に、52ページのほうの道路橋梁災害復旧費の2千万円の減額についてでございますが、こちらにつきましては、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業に關します設計費のほうをこちらのほうで計上しておりましたが、こちらのほうが補助事業の実施に伴いまして減額になるということで、この2千万円のほうを減額したものでございます。

8ページのほうの災害復旧費の土木施設災害復旧費2億7,900万円余についてでございますが、こちらのほうは、現在、工事を行っております天地川1号線、あるいは水尻といったところの施設災害復旧事業の繰越分となっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第4 議案第2号「令和元年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第2号「令和元年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、坂町国民健康保険事業の決算見込みに基づいた補正計上を行ったもので、既定予算総額から5,421万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を13億6,771万5千円といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

まず、9ページの歳入で、国庫支出金、国庫補助金71万5千円の増額、県支出金、県補助金5,415万2千円の減額は、それぞれの交付見込みにより計上いたしました。

繰入金、一般会計繰入金96万2千円の減額、10ページの諸収入、雑入18万6千円の増額は、決算見込みにより計上いたしました。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

11ページの保険給付費、療養諸費134万9千円の減額、12ページの高額療養費2,513万8千円の減額、出産育児諸費168万円の減額、13ページの保健事業費10万円の減額は、それぞれの実績見込みにより計上いたしました。

基金積立金2,638万4千円の減額は、決算見込みにより計上いたしました。

諸支出金、償還金及び還付加算金43万8千円の増額は、国への返還金を計上いたしました。

御審議ほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 歳入10ページです。

歳入の最終ページに返納金という言葉があるんですが、この説明をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 10ページ、諸収入、雑入の理由についてでございますが、これは一般被保険者の給付費の返還でございますが、このたびの災害で減免を受けられておられます方の中から、1件ほど減免が受けられないのに受けてらっしゃる方がいらっしゃいまして、その一般給付費について返還を求め、ここに計上させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 歳出の12ページです。

ここで、一般被保険者高額療養費というのが2,500万円の減額なんですけど、これはまさに見込み違いというふうなことでいいんでしょうか。どういうふうなことでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 12ページ、高額療養費の一般被保険者高額療養費2,500万円の減額でございますが、やはりこれは災害減免にかかわるものでございまして、当初は災害減免が令和元年6月までで国の予算措置が終わるということで、そのような形での計上をさせていただいておりましたが、坂町は独自で令和元年7月から令和2年6月まで再延長、再々延長をいたしております。要はその一部負担減免の高額の給付でございますので、災害減免によりこの高額に該当されない方が出てきたということで、実績を見込んで2,500万円ほど減額をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は11時25分とさせていただきます。

（休憩 午前11時14分）

（再開 午前11時24分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第5 議案第3号「令和元年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第3号「令和元年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」について、御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ各事業の決算見込みに基づいた補正計上を行ったことにより、既定の予算総額から2,343万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を6億921万2千円といたすものでございます。

4ページの地方債補正につきましては、町債、流域下水道事業及び災害復旧債の限度額を変更をいたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

まず、歳入につきまして、9ページの使用料及び手数料、公共下水道使用料では1,650万円を、国庫支出金、災害復旧費国庫負担金では1,911万円をそれぞれ減額をいたしました。

繰入金2,087万7千円の増額は、歳入歳出予算の補正により計上いたし、町債870万円の減額は、各事業の見込みにより借入額を変更をいたすものでございます。

次に、歳出につきまして、10ページの総務費、一般管理費では、下水道維持管理費470万8千円を追加計上いたし、事業費、下水道事業費では、太田川流域下水道整備事業605万4千円を減額をいたしました。

災害復旧費及び公債費では、事業の見込みにより、それぞれ減額をいたしました。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 10ページ、歳出の上のほうなんです、下水道維持管理費470万円余りの計上なんです、これはたしか今回の補正で8千万円ぐらいになるんかの。豪雨災害絡みなんでしょうかとこの質問でございます。

○議長（川本英輔議員） 西谷都市計画課長。

○都市計画課長（西谷伸治君） お答えいたします。

こちらの維持管理負担金につきましては、太田川流域下水道の維持管理に係る経費でございます。こちらの負担割合につきましては、坂町分の決定額が出ましたので増額となっております、災害復旧絡みではございません。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） 10ページの節の19番、下水道維持管理費の605万4千円、これはもう使わんのかどうか、使わなかったから減ったのか、それとその下の2,200万円も併用して、どういう状況で減ったのか聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 西谷都市計画課長。

○都市計画課長（西谷伸治君） お答えいたします。

まず、流域下水道整備費605万4千円の減額につきましては、太田川流域下水道の整備に係る負担金、これが主に県の事業ですが、そちらをとり行わなかったというところで減額の通知が来ております。

また、災害復旧費の2,200万円の減額につきましては、30年度発災の災害復旧工事、下水道の管渠の復旧ですが、道路整備とあわせて行おうとしておりましたが、道路の復旧事業がまだ進んでいないため、こちらを減額いたすものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これから、議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

議案第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 日程第6 議案第4号「令和元年度坂町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第4号「令和元年度坂町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、坂町介護保険事業の決算見込みに基づいた補正計上を行ったもので、既定の予算総額に602万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億5,146万8千円といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

まず、9ページの歳入で、国庫支出金、国庫負担金195万円の増額、国庫補助金1,631万1千円の増額、10ページの支払基金交付金1,037万3千円の減額、県支出金、県負担金24万5千円の増額、県補助金15万3千円の減額、11ページの繰入金、一般会計繰入金437万8千円の減額、基金繰入金242万5千円の増額は、保険給付費などの実績見込みに基づき法定割合により計上いたしました。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

12ページの総務費、総務管理費10万円の減額、13ページの保険給付費、介護

サービス等諸費 300 万円の増額、介護予防サービス等諸費 256 万円の増額、その他諸費 3 万円の増額、14 ページの高額医療合算介護サービス等費 40 万円の増額、特定入所者介護サービス費 76 万円の増額、15 ページの地域支援事業費、介護予防・生活支援サービス事業費 100 万円の増額、一般介護予防事業費 60 万 9 千円の減額、包括的支援事業任意事業費 106 万 6 千円の減額、16 ページの高額介護予防サービス等諸費 3 万円の増額、諸支出金、償還金及び還付加算金 2 万 2 千円の増額は、それぞれの実績見込みにより計上いたしました。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

出下議員。

○7 番（出下 孝議員） 13 ページの保険給付費についてお聞きします。

在宅介護サービス給付費というのは、1,500 万円ほど増額になっていますよね。その下の施設介護サービス給付費というのは、1,200 万円ほど減額になっていますね。これの関係というのはあるのかどうかいうのをちょっと説明してください。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

保険給付費の介護サービス等諸費の中の居宅介護サービス給付費、これが在宅で受けるサービスでございます。その下の施設介護サービス費は、特別養護老人ホームでありますとか、老人保健施設でありますとか、療養型の病床でのサービスでございます。

まず、これの関連につきましては、多少はあるとは考えておりますが、このたびの補正で計上させていただきました主な要因は、まず、居宅介護サービス給付費につきましては、やはり国保でもございましたが、災害減免の延長により、在宅の方、やはりサービスが増えておりますので、これが一つの要因と、かつ、在宅でも訪問看護、医療ですね、看護師さんとかそういった方が訪問して受けるサービスのほうが、以前は 49 名程度でございまして、大体月に 5 日間御利用でしたが、現在、52 名程度に増えてございまして、利用日数も 6 日ということで増えております。多少これも増額の要因となっております。

施設サービスのほうにつきましては、介護療養型のサービス、これ、平成 30 年度

が8名入所されてたんですけれども、今、この療養型から介護医療院とか在宅に変えられる方がいらっしゃいますので、これが8人から4人に減っております。ここで約1千万円程度、予算としては減ということで、このたび、トータル、総合いたしまして、施設のほうは1,200万円の減額をさせていただいておるということでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 歳入のほうでございますが、9ページです。

9ページの一番下です。保険者機能強化推進交付金122万円あるんですが、最終、一体何に引き当て、何を目的に使うということで歳入になっているんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 9ページの一番下、保険者機能強化推進交付金でございますが、これは地域支援事業と言われる、要は国から町へおりてきた事業について、坂町がいろいろここが約70項目ぐらいの評価がございます。例えば特定健診でありますとか、地域包括支援センターの活動でありますとか、地域ケア会議でありますとか、そういった細かな指標がございますして、そういったところに事業を行った結果、この122万円を令和元年度交付を受けるものでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。



(挙手全員)

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第7 議案第5号「令和元年度坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第5号「令和元年度坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の決算見込み及び広島県後期高齢者医療広域連合からの通知に基づくもので、既定の予算総額から659万4千円を減額をし、歳入歳出予算の総額を1億8,055万6千円といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

まず、9ページの歳入で、後期高齢者医療保険料707万円の減額、繰入金、一般会計繰入金47万6千円の増額、10ページの歳出で、後期高齢者医療広域連合納付金659万4千円の減額は、広域連合からの通知に基づき計上いたしました。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第8 議案第6号「災害廃棄物の処理に関する事務の事務委託の廃止に関する協議について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第6号「災害廃棄物の処理に関する事務の事務委託の廃止に関する協議について」御説明を申し上げます。

平成30年7月豪雨災害では多量の災害廃棄物が発生をし、その処理に必要な事務量は膨大なものであったため、災害廃棄物の選別、処理施設への搬入及び処分を広島県に事務の委託を行っておりましたが、廃棄物の処理が完了したことから、坂町と広島県との間における災害廃棄物の処理に関する事務の事務委託に関する規約を廃止する規約を定めるものでございます。

このことにつきまして、坂町と広島県との間における災害廃棄物の処理に関する事務の事務委託の廃止に関し、広島県と協議をすることについて議会の議決を求めるものでございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

中議員。

○10番（中 雅洋議員） ちょっと廃棄物の処理に関する事務の委託、この条例を廃止すると。終わったんだから廃止は当然であるんですが、ちょっと参考までにお聞きしたいのは、こういった条例をつくってやる。例えば民間とだったら、協議書みたいな感じで進みよったような感じなんですが、ちょっとその辺は自治体同士だったらこんな形で進めるのが通常なんだとか、その辺の背景を含めて、ちょっとこの条例の廃止についてお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 新木総務部長。

○総務部長（新木之博君） 全体のことということで、私のほうがちょっと答えさせて  
いただきたいと思います。

議員さんおっしゃるように、民間でありましたら契約という形になるんですが、地  
方公共団体同士で事務を、本来、坂町がやらなければいけない事務、災害廃棄物を処  
理なければいけない事務を、広域的なものとか、このたび、災害が非常に大きかった  
ので、当町での処理がなかなか難しいということで、この処理自体を広島県へ委託を  
させていただいたわけでございます。

こうしたときに、地方自治法の規定により、この事務委託に関する規約というのを  
締結しないといけない。これが契約部分に当たるんだろうと思うんですけども、こう  
したことで大規模な災害廃棄物の処理を県に委託をさせていただいて、県でやってい  
ただいたところでございます。この部分が終了いたしましたので、この規約を廃止するこ  
とについて協議をするということについては、この議会の議決が地方自治法上必要と  
いうことで、このたび、議会のほうへ御審議をお願いしたところでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第9 議案第7号「坂町学校施設トイレ整備工事請負契約の締結について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第7号「坂町学校施設トイレ整備工事請負契約の締結について」御説明を申し上げます。

本事業につきましては、整備事業者を公募型プロポーザル方式により設計・施工を一括して募集をいたしました。整備事業者の選定につきましては、外部有識者を含む事業者選定審査委員会において審議をいたしました結果、提案価格2億5,190万円で広島ガステクノ・サービスグループに選定をされましたので、この契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。

なお、工事請負契約につきましては、代表企業である広島ガステクノ・サービス株式会社と締結をいたします。

プロポーザルの経過及び工事の概要につきましては、学校教育課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（川本英輔議員） 新谷学校教育課長。

○学校教育課長（新谷裕美子君） 坂町学校施設トイレ整備事業の概要について御説明申し上げます。

初めに、公募型プロポーザル方式の経過についてでございますが、令和2年1月15日に第1回目の事業者選定審査委員会を開催し、募集要項及び審査基準について審議を行い、1月20日にプロポーザルの公告及び募集要項の公表を行ったところ、企業2者からの参加表明がなされました。

その後、2月14日に2者からの技術提案書が提出され、2月21日の第2回目の事業者選定審査委員会において技術提案書が審査されました結果、広島ガステクノ・サービス株式会社が2億5,190万円で選定されたものでございます。

次に、工事の概要につきまして御説明申し上げます。

工期は契約締結及び繰越予算の議決をいただいた後、契約締結の日の翌日から令和3年3月31日まででございます。

工事の対象区域及びトイレ機器の設置数につきましては、お手元の資料をごらんください。

坂小学校19カ所、横浜小学校19カ所、小屋浦小学校12カ所、坂中学校25カ所について赤色で表記させていただきました。

本事業はトイレの洋式化及び照明のLED化等の設備設置をいたします。

工事の施工に関しましては、工期内に完了するため、学校行事優先の工程計画に基づく4班体制での4校同時施工で進めてまいります。

なお、小屋浦小学校は平成30年豪雨災害後、校舎内で保育園を運営しております。そのため、設備工程につきましては、保育園移転後の実施となります。

児童生徒の安全確保に細心の注意を払う必要があることから、発注者に対し安全対策等の指導を行い、工事施工に万全を期して事業を実施してまいります。

以上で、坂町学校施設トイレ整備設置工事の概要説明を終わります。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） これ、工期が、ここに書いてあるように、来年3月31日になつとる。少しはこのたびのコロナウイルスで余裕を持ってやる措置はできんのか、その辺を聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 河本教育次長。

○教育次長（河本和彦君） お答えいたします。

工期については来年度の3月末、目いっぱいとなっております。実際のところは、提案書等では、小屋浦小学校を除きまして、夏休みいっぱいを中心に使って、そこまでは何とかつくりたいという申し出がございましたが、当然、資材等調達が難しい状態等も想像できますので、それらについては、受注業者と今から実施設計を行っていくわけですが、そこらをよく協議を行いながら、それでもやっぱり来年度、平成2年度の3月末までには遅くとも完成していただきたいということでさせていただきます。あとは御理解いただければと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

中議員。

○10番（中 雅洋議員） この場所を特定してくれたのはよくわかります。あと完成する前と完成後いうのを業者は出すんかもわからんですが、ちょっとその辺が、せっかくのこれだけの費用で、その辺が議会のほうにちょっと報告もらえんかな思って、

こういうふうな、こことこことこの場所は、こことこことこで乾式までやったとか、その辺があればよくわかるんですが、そういった対応はしてもらえそうですか。

○議長（川本英輔議員） 河本教育次長。

○教育次長（河本和彦君） 今から実施設計を提案された内容で行われますが、その実施設計ができた段階では、何らかの情報は議会に対してお示しできると。今の段階では、まだそこまでの精査ができた状態ではございませんので、そこら辺のところはまた実施設計後にお示しできるんじゃないかというので考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第7号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第10 議案第8号「北新地運動公園整備工事請負契約の変更について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第8号「北新地運動公園整備工事請負契約の変更について」御説明を申し上げます。

本工事につきましては、令和元年議案第57号で議決をいただき、株式会社鴻治組と6,435万円で契約を締結したところでございますが、工事の施工に当たり、防災公園の追加及び各種数量等の変更が生じたので、契約金額を2,475万1,100円増額し、8,910万1,100円といたすものでございます。

変更の概要につきましては、都市計画課長から説明をさせますので、よろしく願いを申し上げます。

○議長（川本英輔議員） 西谷都市計画課長。

○都市計画課長（西谷伸治君） 北新地運動公園整備工事請負契約の変更の概要につきまして、お手元の資料によりまして御説明いたします。

一昨年の豪雨災害によりまして、災害廃棄物の2次仮置き場としておりました北新地運動公園の再整備に係る工事を、昨年、議決をいただきまして、現在は事業のほうを進めているところでございます。

このたび、公園の敷地内に防災機能を有する公園を追加で整備するため、契約額の変更を行うものでございます。

まず、資料の1でございます一番表側の中央上段にあります濃い青い線の部分が追加でフェンスを設置する部分でございます。また、右下の少し薄い青い部分が新規に公園を整備する部分となっております。

変更の概要といたしましては、まず、公園の整備が主なものでございます。

1ページ開いてもらって、資料の2をごらんください。

こちらが公園の現在の配置の予定図となっております。整備面積は約730平方メートル、児童用大型遊具1基、幼児用小型遊具が1基、日よけ用のシェルターが1基、かまどベンチが3基、水飲み場1基を新たに整備いたします。

公園の周りには防犯カメラやフェンスを設置いたしまして、公園内にはまた排水ますを整備し、排水機能を向上させると、安全、快適に遊ぶことができる公園を計画しております。

資料3、資料4につきましては、それぞれの大型遊具、小型遊具のイメージ図でございます。

変更額2,475万1,100円のうち、公園整備による増額は約1,975万円、フェンスの延長により増額が約500万円となっております。

今回の追加工事につきましては、当初契約の工期末の3月31日までに事業が完了

しますよう、請負業者と綿密に連携をとりまして、安全かつスピーディーに工事を行ってまいります。

以上で、北新地運動公園の整備工事請負契約の変更の概要説明を終わります。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） これは2,475万円、これだけが今度のこの図面にあるとおりのあれは、あとできるわけですか。また追加というのは出ることはないね。その辺を聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 西谷都市計画課長。

○都市計画課長（西谷伸治君） お答えいたします。

現在、追加の工事で遊具等を発注したいと考えております。なるべくこれから増額や減額のほうはしないようにはしてまいりますが、何らかの事情によりやる可能性もございます。しかしながら、あと1カ月でございます。こちらの契約金額でやってもらうよう業者と整備のほうを進めてまいります。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。



議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第 1 1 議案第 9 号「災害公営住宅の整備に係る財産の取得の変更について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第 9 号「災害公営住宅の整備に係る財産の取得の変更について」御説明を申し上げます。

このたびの変更は、坂町災害公営住宅整備事業により整備する建物等の買い取りにおいて、基礎工事の際に地中より発生をした多量のコンクリート殻の撤去・処分費用及び水道加入金の計上に伴う増額により、財産の取得の契約金額を変更をいたすものでございます。

このたび完成した建物等について、大和ハウス工業株式会社広島支社より変更後の 1 7 億 3, 2 0 0 万 2, 8 0 0 円で買い取ることといたしましたので、この財産の取得の変更について議会の議決を求めるものでございます。

なお、変更の内容につきましては、産業建設課長から説明をさせます。よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） それでは、議案第 9 号、災害公営住宅の整備に係る財産の取得の変更についての内容の変更の部分について御説明いたします。

このたびの変更につきましては、事前の地盤調査などでは面的な分布が把握できず、掘削など基礎工事の際に地中より発生しました多量のコンクリート殻などの撤去・処分費用及び水道加入金の計上に伴う増額によりまして、財産の取得の金額を変更させていただくものでございます。

まず、増額の要因でございますが、地中より発生したコンクリート殻につきましては、坂東三丁目を除きますほかの 4 地区において発生いたしております建物基礎等のコンクリート殻が 1 6 0 立方メートル、カキ殻や鉄くずなどがれき類が 7 4 立方メートルとなっております。これらの撤去・処分費用に 8 7 6 万 5 千円ほどの増額となっております。

また、整備戸数 8 5 戸分の水道加入金といたしまして、5 8 0 万 8 千円が増額とな

ります。これにつきましては、本来は当初契約時の際に必要な経費として計上しておくべきところでしたが、事業者、発注者とも双方でこちらのほうを見落とししておりまして、このたび、計上を行うものでございます。

これら増額分の1,457万3千円を当初契約額の17億1,743万円に加えて、買収金額が17億3,200万2,800円となったものでございます。

なお、災害公営住宅につきましては、予定どおりこの3月末に完成し、引き渡しを受けることとしております。

以上で、説明のほうを終わります。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） この中で、この確認なんですが、まずだから聞くのは、地中の殻の処分が876万5千円よね。それから水道の世帯加入が580万8千円が、これに書いてあるようにそのとおりですね。ですが、これ、どっちが悪かったん。これだけの追加を、外部はしようがないね、前回に聞いたときもそういう言うんだから。だけど、その水道のこれなんか買い取り住宅でしょ。どっち側のミスでなったんか、ミスじゃないなら、その理由をちょっと聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

水道の加入金につきましては、先ほど申しましたように、本来、諸手続の費用として、建物の本体の工事費とは別に計上しておかなければいけないところを、建物本体の費用のほうを事業者とこちらの発注者側のほうも見ていたということで、双方が計上が漏れていたということでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これから、議案第9号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

議案第9号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 午前中の会議はこの程度にとどめ、暫時休憩をしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

再開は午後1時とさせていただきます。

(休憩 午後12時04分)

(再開 午後1時00分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 日程第12「令和2年度町長施政方針」を議題にします。

令和2年度町長施政方針の表明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 令和2年度の坂町政を推進するに当たりまして、施策の方針を申し述べ、町民の皆様の御理解と御協力をいただきたいと存じます。

平成30年7月に本町を襲った豪雨災害は、想像を絶する甚大な被害をもたらしました。現在、平成30年7月豪雨災害坂町復旧・復興プランに基づき、国、県など関係機関の御尽力と御支援をいただきながら、被災者の生活再建や被災した河川、道路を初めとする公共土木施設の災害復旧工事、砂防事業などを進めておりますが、本格的な復旧・復興を着実に前に進め、さらに加速をさせてまいります。

被災前よりも安全で安心な町とすべく、町民の皆様とともに「がんばろう坂町」を合い言葉に、一日も早く元の生活を取り戻すことができ、将来に向け町民が希望をいただけるよう全身全霊で邁進をしてまいります。

一方、これまでの継続した取り組みについてでございますが、本町の課題である地域間の格差の解消と均衡ある地域の発展、世代間の循環が可能な地域を構築するため、引き続き、県道坂小屋浦線の「道路整備」や、横浜地区の越波防止・高潮対策などの「海岸整備」、土砂災害防止などの砂防堰堤を含む「河川整備」の三位一体の防災対策を推進してまいります。

こうした取り組みを着実に進めるためには、財源を安定的に確保することが必要となりますが、国・県の補助金・交付金も極めて厳しい状況の中、財源確保が困難な場合には、議会の皆様と御相談をしながら、事業の性格に応じた新たな財源についても検討していかなければならないと考えております。

本年は町制施行70周年という記念すべき節目の年です。坂町は昭和25年8月1日に町制を施行し、以来、町民の皆様を初め関係者の方々のたゆまぬ御努力により、今日の発展を見るに至ったことに対しまして、心から感謝申し上げます。

現在、坂町は一昨年の豪雨災害からの復旧・復興に全力で取り組んでいるところであり、全町民と意思を一つにして、さらなる発展につながるような町制施行70周年を迎えたいと考えております。町民の皆様とともに祝い、記念事業を実施し、元気な坂町を町内外に向け情報発信してまいりたいと考えております。

また、まちづくりの指針となる第5次長期総合計画につきましては、昨年度、各種団体ヒアリング、住民アンケートを実施し、坂町まちづくり懇談会から今後における必要な取り組み等について提言をいただきました。この提言を踏まえ、本年9月の策定に向け取り組んでまいります。

次に、地方創生につきまして、地方版総合戦略である「坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は「坂町第5次長期総合計画」との整合を図るため、第1期総合戦略を本年度まで延長させ、第5次長期総合計画策定後に第2期総合戦略を策定をします。第1期総合戦略の重要施策として掲げているベイサイドビーチ坂への物販施設の整備につきましては、現在、関係機関と協議を重ねており、実現に向け取り組んでまいります。

また、引き続き、空き家改修等支援事業、三世同居・近居支援事業に取り組むと

ともに、新たに子育て世帯への引っ越し支援事業を開始し、住んでみたい町、住み続けたい町となるよう、各地区住民福祉協議会ともさらなる連携を深め、親から子へ、子から孫へと歴史・文化・地域を守り、30年先も、50年先も、坂町が坂町であり続けられるまちづくりを町民の皆様と一体となって創造してまいります。

坂町の将来像である「自然に恵まれた健康で文化的な住みよいまち」の実現を目指し、町民と行政がまちづくりの目標を共有し、さらに互いに協力することによって、豊かな生活や地域社会を創造し、「小さくても光り、輝きのあるまち」にするため、私以下全職員が一丸となり、全力を挙げて事務事業に取り組み、本年度は主に次の諸事業を展開してまいります。

- ・平成30年7月豪雨災害からの復旧、復興
  - 「まちの復旧・インフラの強靱化」
  - 「くらしの再建」
  - 「被災者の見守り・相談支援体制の推進」
  - 「坂町地域支え合いセンターの充実」
  - 「防災行政無線戸別受信機の無償貸与」
  - 「災害に強いまち・ひとづくり」
  - 「伝承施設の整備」
- ・町制施行70周年を祝う
  - 「記念事業の実施」
- ・新しい人の流れをつくり、転入による定住人口をふやす
  - 「三世同居・近居の推奨」
  - 「空き家利活用の推進」
  - 「子育て世帯引越支援事業の実施」
- ・交通ネットワークを形成する
  - 「県道坂小屋浦線の整備」
  - 「都市再生整備計画事業の推進」
  - 「環状線道路事業の推進」
  - 「町内循環バス事業の推進」
  - 「都市防災総合推進事業の実施」
- ・都市の根幹的施設としての

- 「公共下水道水洗化率の向上」
- 「下水道長寿命化計画事業の推進」
- 「橋梁等の老朽化対策事業の推進」
- ・都市計画に関する基本的な方針を定めるための
  - 「都市計画マスタープランの改定」
- ・美しいまちづくりを推進する
  - 「環境美化事業の推進」
- ・災害等の防止・軽減に対応した
  - 「砂防堰堤等の災害関連事業、再度災害防止対策事業の推進」
  - 「都市防災総合推進事業（防災公園）の推進」
  - 「海岸保全施設整備事業の推進」
  - 「森山北漁業基地の防波堤事業の推進」
- ・総合的な福祉サービスの提供を推進するための
  - 「福祉事務所の充実」
- ・生き生きとした生活を実現するための
  - 「第2次（後期）健康さか21（健康増進計画・食育推進計画）の推進」
- ・活力ある長寿社会を創造するための
  - 「第8期高齢者保健福祉計画、第7期介護保険事業計画の推進及び次期計画の策定」
  - 「地域包括ケアシステムの推進」
- ・障害の有無により分け隔てることなく地域で生活するために
  - 「第1次障害者計画、第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画の推進及び次期計画の策定」
- ・子育てにやさしい環境整備のための
  - 「第2期子ども・子育て支援計画の推進」
- ・乳幼児保育の充実のための
  - 「地域に根ざした保育及び幼児教育の推進」
  - 「小屋浦みみょう保育園の再建」
- ・地域づくり人づくりの核となる
  - 「生涯学習の推進、生涯スポーツの振興」

「東京オリンピック聖火リレーの実施」

「地域とともにある学校づくりの推進」

- ・ 伝統文化を大切にする社会の実現、郷土愛の醸成を図るための

「芸術・文化活動の推進」

「六角御輿の活用」

- ・ 国際化やグローバル化に対応した人づくりを目指すための

「小・中学校英語教育の充実」

「海外研修の実施」

「メキシコビーチバレーボールチームとの交流」

- ・ 観光・レクリエーションの振興と交流人口増加のための

「ベイサイドビーチ坂の賑わい創出」

こうした事業を皆様の英知とエネルギーを支えに「希望と生きがいを感じ得る、より豊かなまち」を目指して、全力を挙げて取り組んでいく決意でございます。

以下、主要な施策について基本的な方針を述べさせていただきます。

#### 1、豪雨災害からの復旧・復興

一昨年の豪雨災害では、本町を取り巻く山々から発生した土石流により、河川、水路、沢を砂防や流木が覆い、住宅地に土砂が流れ込みました。また、急傾斜地においては、がけ崩れにより住家等への被害も発生をいたしました。

現在、被災の主要因である土石流を上流域で食い止めるため、国や県の支援をいただきながら、砂防堰堤の整備、治山事業による谷どめの整備や、崩壊したがけ地の災害防止を図るため、急傾斜地崩壊対策を実施をいたしております。

応急対応中の道路や河川などの被災した施設につきましては、優先度を勘案しつつ、順次、災害復旧事業を実施しております。

また、下水道施設の復旧事業も道路の復旧事業と並行し、継続して実施してまいります。

ため池につきましては、本町内の6カ所全てのため池について、関係者等の御理解と御協力をいただき、県と協力してため池の廃止を進めてまいります。

また、今後の災害に備え、防災公園を整備するなど、地域の安全対策に取り組むとともに、昨年度実施した市街地の浸水防除のための雨水排水能力の検証結果をもとに、雨水排水能力が不足する排水路につきましては、順次、改良を行ってまいります。

こうした事業につきましては、地域住民、地権者等、関係者の御理解と御協力をいただきながら、事業の早期完成を目指し、国や県と協力して推進をしております。

次に、被災者支援につきましては、災害により安定した生活や住まいが確保できない被災者の方々のために当面の仮りの住まいを確保するため、一昨年より公営住宅等の無償提供、応急仮設住宅の建設、みなし仮設住宅のあっせんを行ってまいりました。

また、昨年度に引き続き、自宅を修繕して帰宅される方への支援として、応急修理制度による修理費補助を行ってまいります。

さらに、昨年10月には災害公営住宅の建設に着手し、本年4月以降に入居ができるよう、3月末の完成を目指し工事を進めております。

また、被災者の方々に対し保健師による継続した戸別訪問を実施するとともに、坂町地域支え合いセンター及び各関係機関と連携した被災者の生活再建に向けた相談支援等を引き続き行っております。

災害により犠牲になられた方々に哀悼の意を表するため、追悼式をとり行うとともに、被災された方々を元気づける復興イベントを開催することとしております。

また、災害を風化させない取り組みとして、小屋浦公園に慰霊碑など、豪雨災害から得られた教訓を未来に伝承するための準備を進めてまいります。

次に、地域防災力の強化につきましては、災害に強いまち・ひとづくりのために、行政による公助のみならず、自助、共助のもと地域で支え合うという意識醸成が重要であると考えております。

そのため、「坂町土砂災害対策有識者委員会」の提言を踏まえ、「坂町地域防災計画」等を見直しました。昨年度からは町内全戸を対象に防災行政無線に係る戸別受信機の無償貸与をいたしており、今後は河川等の状況をスマートフォンやパソコンで画像を閲覧できる防災ライブカメラの設置を検討するなど、自助、共助につながる取り組みを進めてまいります。

また、国全体の強くしなやかな国民生活を図るための国土強靱化施策との調和を図り、町の強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進するための指針として坂町国土強靱化計画を策定してまいります。

災害から生命・身体を守るためには、迫りくる危険を自分ごとと考え、災害発生の危険性をできるだけ早く察知し、行動することが重要であり、「公助」だけでなく、「自助」、「共助」のもと、地域が支え合い、助け合う体制の構築が必要であると考



えており、新たに防災士の養成講座を開始しました。

また、地域の防災力を高めるための地域防災リーダー養成講座を継続して実施し、自主防災組織の活動を積極的に支援させていただくとともに、いざというときに家族や近隣の方に声をかけ合い、即座に適切な避難行動ができる仕組みを地域の方々と協議し、構築していただくよう検討してまいります。

さらに、「坂町土砂災害対策有識者委員会」の意見を踏まえながら、大規模災害時においても被害を最小限にすることができるよう、地域の実情に沿った訓練の支援を行ってまいります。

本町では、坂町業務継続計画（BCP）に基づき、大規模災害発生時における役場機能を早期に回復させるとともに、非常時優先業務を早期に着手することとしております。

また、災害時には応急対策活動が速やかに行われるよう、災害時応援協定の締結などに取り組み、役場の危機管理体制の強化と、町民の生命と財産の保護並びに災害発生後の支援体制の強化に努めてまいります。

防災対策の一環である砂防堰堤等の整備や急傾斜地の斜面对策工事につきましては、豪雨災害を受けて実施する緊急対策事業、再度災害防止対策事業を含め、引き続き、国や県に事業の推進と早期完成を要望してまいります。

また、県が急傾斜地の崩壊、土石流等について、小学校区単位で土砂災害警戒区域等の町内全域の指定が終了したことに伴い、小学校区ごとの土砂災害ハザードマップを全戸配布いたします。

## 2、魅力ある地域を築く基盤づくり

多くの人が集い、生活・文化の中心的役割を果たす市街地は高度な都市機能が求められており、バランスのとれた土地利用、幹線道路及び生活道路の整備、三位一体の防災対策などに努め、魅力ある都市空間の形成を図ってまいります。

そのため、県道坂小屋浦線を中心とした交通体系の整備を図ることにより、良好な生活環境を確保するとともに、地域特性を生かしながら人や環境に優しい施設など、効率的で計画的な基盤整備を進め、都市機能と自然環境の調和のとれたまちづくりを推進いたします。

また、今年度は坂町第5次長期総合計画を策定することに伴い、町の将来像や土地利用の基本方針、都市施設の整備方針を明確化するとともに、地域のまちづくりの方

針を定めることにより、町における都市計画の総合的な方針としての役割を果たす都市計画マスタープランの改定を行ってまいります。

生活環境の保全に直結する空き家対策につきましては、「坂町空き家等対策計画」に基づき、適切な管理がなされていない空き家16件を特定空き家等と認定をし、これまで所有者に対し助言・指導を行った結果、累計で10件の特定空き家が解消されており、今後も残った特定空き家の解消に努めてまいります。

坂町空き家等対策計画につきましては、上位計画である「坂町第5次長期総合計画」及び「坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に準拠することから、これらの計画にあわせ、本年度、改定作業を行ってまいります。

また、空き家の利活用につきましては、引き続き、空き家活用支援窓口や空き家バンクを設置し、空き家改修等支援事業に取り組み、空き家の活用を推進してまいります。

小屋浦地区におきましては、近年、少子高齢化に伴い人口減少が顕著であり、人口減少に歯どめをかけることが喫緊の課題であることから、平成29年度に坂町有住宅の空き室を子育て世帯が入居できるように改修をいたしました。しかしながら、豪雨災害を受け、大半の空き室を被災者向けの仮住居として無償提供しているところであり、被災者が退去された後には、子育て世帯の入居促進に努めるなど、人口増に向け取り組んでまいります。

道路関係につきましては、本町では国道31号で慢性的な交通渋滞が発生をいたしており、町民の生活や経済活動等へ多大な影響を及ぼしています。このため、渋滞の緩和対策及び歩行者の安全対策として、以前から4車線化の整備を近隣自治体とともに関係機関へ働きかけ、現在、海側の歩道拡幅計画を国土交通省に進めていただいております。

さらに、国道31号や広島呉道路の機能強化として、広島呉道路の4車線化が決定をしており、早期完成に向け、引き続き、国や西日本高速道路株式会社に働きかけていくとともに、その他の必要な道路整備を国や県に働きかけてまいりたいと考えております。

坂地区のまちづくりの骨格となる県道坂小屋浦線は、現在、平成ヶ浜から荒神橋付近までの1工区では、坂みみょう保育園付近と保健センター付近の副道の一部が完成しております。関係地権者等の御理解をいただき、県道用地の確保も進んでおり、ま

とまった用地が確保された箇所から県に順次工事を実施していただいております。

また、令和2年度の下半期には、JR呉線や国道31号をオーバーする高架橋の下部工事に着手すると伺っております。

引き続き、関係地権者の方々のさらなる御理解、御協力をいただきながら、工区全体の早期完成を目指し、県とともに全力で事業を推進してまいります。

生活基盤に欠かせない町道等公共土木施設の整備につきましては、少子高齢化への対応、福祉環境及び防災機能の充実、交通利便性の向上、町内循環バスの運行など、より快適で安全な生活環境の創出と生きがいを味わえる生活空間の形成を目指す中で、坂地区においては、住民代表による坂地区まちづくり協議会から道路整備などのまちづくり方針が提案されています。

本町といたしましても、このまちづくり方針の実現に向けて、地域住民と協働して創意と工夫を行いつつ、現在実施中の第3期都市再生整備計画事業や第1期都市防災総合推進事業などにより、引き続き、良好な住環境を支える生活道の整備や円滑な通行の確保を目的として、県道坂小屋浦線とのアクセス向上のための道路や環状線道路事業を積極的に推進してまいります。

このほかに、地域において身近に利用される生活道路につきましても、道路の改良や歩道の整備による安全対策を進めてまいります。

また、経年劣化により施設整備・保全が必要となっている橋梁等は、引き続き、補強、改修など必要な対策を計画的に実施し、利用者の安全を確保してまいります。

町内道路の人に優しい道づくりにつきましては、道路改良等に伴い、地域住民の理解が得られる場所について、関係機関と協議の上、推進をしてまいります。

公園緑地等の整備につきましては、これまでも計画的に実施いたしておりますが、都市公園遊具の適切な管理により、快適かつ安心して都市公園を利用いただくため、昨年度策定をした「公園遊具長寿命化計画」に基づき、適宜、遊具の改修を実施してまいります。

本町の公共下水道事業につきましては、事業開始当初に埋設した污水管渠の老朽化等により、今後、予想される道路陥没事故等の未然防止及びライフサイクルコストの最小化を図るため、「下水道管渠長寿命化計画」に基づき、令和4年度までに污水管渠等の改修を実施するとともに、生活環境の改善や公共用水域の水質保全、下水道事業経営の安定化を推進するため、未接続世帯に対する啓発を行い、一日も早い水洗化

率100%を目指してまいります。

また、公共下水道計画区域外の地域では、小型浄化槽の補助制度を活用していただき、町内全域の快適で健康的な生活環境づくりを推進してまいります。

### 3、安心して人にやさしい環境づくり

坂町の豊かな自然や歴史的・文化的資源を生かした景観のよいまちづくりを進めるとともに、災害に強い施設整備などに努め、安全・安心なまちづくりを推進してまいります。

また、自然環境と共生し、あらゆる世代の町民が安全で快適に住み続けられるよう、親から子へ、子から孫へ、循環可能な地域づくりを町民とともに進めてまいります。

森林保全につきましては、ひろしまの森づくり事業交付金などを活用し、一昨年の豪雨で被災した遊歩道の復旧を含め、多くの方々が利用される遊歩道周辺の森林を中心に整備し、景観形成や都市近郊林で人が森林に親しめる森づくりを推進いたします。

坂町循環バスにつきましては、地域住民、特に高齢者を初め、交通弱者の方々の日常生活にとって欠くことのできない公共交通手段であります。

豪雨災害により食料品販売店が閉鎖した地域では、店舗の再開についていまだにめどが立っていないことから、昨年度、地域間の公平性を考慮し、循環バス利用料の町内均一化を実施いたしました。本年度も引き続き利用者の利便性を高め、利用促進と循環バスの効率的な運行に努めてまいります。

ごみの排出抑制、資源化、リサイクル等につきましては、一時保管施設のストックヤードを建設し、新たなリサイクル拠点として事業を進めてまいります。引き続き、町民、事業者の御協力をいただきながら、ごみの減量化等の推進に努めてまいります。

ポイ捨てによる空き缶、吸い殻等の散乱防止につきましては、「坂町環境美化の推進に関する条例」に基づき啓発に努めているところですが、本年度も引き続き、町民・事業者・関係団体と行政が連携・協働し、ごみのポイ捨て防止や地域の清掃活動を推進し、美しいまちづくりを進めてまいります。

廃棄物の処理に関しましては、広域処理施設・安芸クリーンセンターにおいて、平成29年度には、財政負担の軽減や一層の地球温暖化対策等の観点から、経年劣化に対する長寿命化工事を行い、可燃ごみを適正かつ効率的に処理いたしており、継続して安全な廃棄物の広域処理を行うとともに、「環境基本計画」に基づき、本町における環境の保全・管理を進めてまいります。

地球温暖化対策につきましては、第4次坂町地球温暖化対策実行計画を策定し、本町の事務及び事業に関し、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出抑制に向け、取り組んでいるところでございます。

平成22年度から屋外の防犯灯のLED化を推進していますが、本年度、庁舎を含む町民ひろばにおいて、照明器具のLED化を実施をいたします。

し尿の処理に関しましては、処理施設である安芸クリーンセンターは昭和57年に建設され、38年が経過しており、老朽化が進んでいることから、関係者の御理解、御協力をいただき、安芸地区衛生施設管理組合や関係市町と連携し、今後のあり方について協議してまいります。

次に、消防、防災体制につきましては、常備消防業務を広島市へ事務委託したことにより、経費負担は軽減され、日常の消防・救急業務はもとより、大規模災害や特殊災害への消防力は強化されており、一昨年の災害時には広島市消防局の人員、車両等を総動員し、被災地の救助活動などを長期間にわたって行うことができました。

引き続き、広島市消防局、坂町消防団、坂町女性防火クラブ、坂町少年消防クラブ、各地区自主防災会と密接な連携を図り、「坂町地域防災計画」に基づき、災害に強いまちづくりに向けた防災教育や防災訓練の実施、自主防災組織の育成・充実等の促進、消防団移動無線機の更新等、消防機材の整備充実に努めてまいります。

Sunstar Hallは、坂町中心部の災害避難場所として、備蓄倉庫や自家発電設備、太陽光発電及び蓄電池を備えた坂町の防災拠点施設として今後も活用してまいります。

また、Sunstar Hallと福祉避難所である町民センター、坂中学校、小屋浦ふれあいセンターに簡易ベッドを増やし、避難場所の改善を図ってまいります。

避難行動要支援者制度につきましては、住民福祉協議会、民生委員・児童委員の皆様を初めとする避難支援関係団体の御協力のもと、自力で避難することが困難な方を身近な地域で支え合う仕組みを地域の皆様とともに築いてまいります。

横浜地区における津波災害時一時避難場所の整備につきましては、引き続き、本年度も横浜中央二丁目の整備工事を推進し、災害時における避難者の一時避難場所の確保に努めてまいります。

台風などによる沿岸部の越波対策については、横浜東一丁目の町護岸、横浜小学校前面の県護岸のかさ上げ及び離岸堤が完成をしており、残る護岸の早期完成に向け、

県や国に強く要望してまいります。

次に、防犯対策につきましては、現在実施していただいている自主防犯パトロールの支援、防犯組合等による啓発活動の充実を図るとともに、犯罪の未然防止や警察の捜査に役立つことから、町内主要道路などに防犯カメラの増設を行い、安全・安心な住みよいまちづくりを推進しております。

さらに、平成ヶ浜地区の警察学校及び県警機動隊の活動により、犯罪の抑止効果とあわせて、町民の安全・安心の確保に大いに効果が上がっていると考えております。今後も、地域・警察・行政・関係団体等がそれぞれの役割を担い、協働して防犯活動を推進してまいります。

また、坂町暴力団排除条例に基づき、引き続き、行政・町民・事業者が一体となって、地域ぐるみで暴力団の排除に向け取り組んでまいります。

交通安全対策につきましては、海田警察署、坂町交通安全協会等の関係機関と連携のもと、交通安全意識の高揚と交通道德の涵養を図り、正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣づけるため、啓発活動の充実に努めながら、生活道路の整備にあわせて、交通安全施設の整備や交通規制等を図ってまいります。

消費者問題につきましては、近年、複雑・多様化し、手口も巧妙化していることから、消費生活相談窓口を設置し、問題解決のための助言やあっせんなどを行い、町民の皆様の安全・安心な消費生活の実現を図る取り組みを推進してまいります。

#### 4、生きがいを作り出す社会づくり

活力あるまちづくりを推進するためには、町民一人一人が健康で生きがいを持った生活を送ることが重要です。少子高齢化が進展する中、保健・医療・福祉・介護の各施策を積極的に推進してまいります。

保健・医療につきましては、町の健康増進計画・食育推進計画である「第2次（後期）健康さか21」に基づき、保健センターを拠点として、健康教育・健康相談・訪問指導を行ってまいります。

健康づくりに欠かせない適度な運動であるウォーキングにつきましては、運動教室の開催とあわせ、65歳到達者へ万歩計配布も引き続き行ってまいります。

また、坂町歌に合わせ、座ったままでもできる「ようよう坂体操」を幼児から高齢者まで気軽に楽しくできる体操として、さらなる普及に努めてまいります。

母子保健医療につきましては、安心して出産や子育てのできる町を目指し、不妊検

査、不妊治療、特定不妊治療及び不育治療を受けられる方への治療費助成も引き続き実施し、出産環境の整備に努めてまいります。

また、子育て世代包括支援センターを中心として、家庭訪問の強化や育児相談、母親学級等を開催するとともに、新たに産後2週間及び産後1カ月の産婦に対する産婦健診を実施し、母子保健環境の整備にも努めてまいります。

今後も子育て支援センター等各関係機関と連携し、妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援のさらなる充実に取り組んでまいります。

高齢者福祉につきましては、「第8期高齢者保健福祉計画」及び「第7期介護保険事業計画」を推進し、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けていただけるよう、地域の中で見守りや支え合いのできる仕組みづくり、認知症カフェ等の通いの場の立ち上げや、地域の集いの場で自主的に開催されている「いきいき百歳体操」のさらなる普及と、この場を活用した健康づくり、介護予防の仕組みづくりを行ってまいります。

在宅医療・介護連携の実施、認知症総合事業等につきましても、本町の実情に合った地域包括ケアシステムの構築に向けて引き続き取り組むとともに、「第9期高齢者保健福祉計画」及び「第8期介護保険事業計画」を策定をいたします。

障害者福祉につきましては、「第1次障害者計画」、「第5期障害福祉計画」及び「第1期障害児福祉計画」に基づき、障害者が安心して、生きがいを持って生活できる地域社会づくりの実現を目指して、各ライフステージに応じた切れ目のない支援を実施するとともに、「第2次障害者計画」、「第6期障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」を策定をいたします。

また、障害のある人もない人もわけ隔てられることなく、家庭や住みなれた地域の中でともに生活ができるよう、関係機関のネットワークによる地域の支援体制の整備や、子育てに悩む保護者が育児を学ぶ「ペアレント・トレーニング事業」による個別支援体制の充実を図ってまいります。

子ども・子育て支援につきましては、「第2期子ども・子育て支援計画」により、子育ては保護者が第一義的責任を有するという基本的認識のもと、家庭教育の重要性を啓発し、あわせて学校、保育園、こども園並びに地域等が連携した子育てネットワークによる地域ぐるみの子育て支援環境の整備に取り組むとともに、子育て世帯にとって身近な自然と直接触れながら遊べる環境を充実させ、魅力あるまちづくりを進め

ることで、次世代を担う若い人々の定住化を促進し、町の活性化を図ってまいります。

また、昨年度より安心して医療が受けられるよう、乳幼児医療費の対象年齢を出生から中学校卒業までに拡充しております。

子供の健やかな成長を目的として設置した平成ヶ浜住宅及び坂町有住宅内の「子育て支援センター」では、乳幼児のいる親子の交流や育児相談、育児に関する講座、情報提供などを行います。

保育園の運営につきましては、平成30年度から横浜若竹保育園及びなぎさ若竹保育園が「認定こども園」となり、坂みみょう保育園、小屋浦みみょう保育園とあわせ、今後も保護者に信頼される地域に根差した保育園づくりに努めてまいります。

また、小屋浦みみょう保育園の再建につきましては、豪雨災害の被災状況に鑑み、建てかえに当たっては、防災・減災対策の観点から、敷地所有者である坂町が土地のかさ上げを実施し、その後、運営法人が国の災害復旧に係る補助金を受け、本年秋の開園に向けて新園舎を建設しております。

乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期であることから、引き続き、運営法人と協力し、質の高い教育と保育の充実並びに安心・安全な施設整備に努めてまいります。

男女共同参画社会につきましては、性別にかかわらず個性や能力を發揮できる社会の実現に向け、坂町男女共同参画プランにより意識啓発や地域における環境づくりを推進してまいります。

#### 5、夢や希望を育み、絆をつくる人づくり

子供から大人まで町民一人一人が夢と希望と生きがいのある生活が実現できるような社会を形成するとともに、坂町の将来を担う子供一人一人が社会の変化に的確に対応する知識や技能、人や自然への優しさ、創造力豊かな感性、たくましく生きるための意欲などを培えるように、「知・徳・体」の調和のとれた児童生徒の育成に努め、「生きる力」を育む教育を推進してまいります。

とりわけ「徳」については、社会の秩序維持に必要とされる礼儀、節度などの失われつつある日本の古きよき「礼節」を重要視し、基本的な規範意識、美しいものや自然に感動する心、家族愛や郷土愛、公共心や他者を思いやる心などの道德心の高揚を図ってまいります。

また、新しい時代を切り開いていく子供たちが、夢や目標を持って挑戦していく社



会の実現を目指し、地域と協働しながら地域の価値ある資源の保存・活用に努めるとともに、きずなをつくる取り組みを推進してまいります。

さらに、子供たち一人一人がみずから志を立て、強い精神力をもって努力し、将来、「自立した社会人」として活躍できる児童生徒の育成に努めてまいります。

本町における人間の尊厳等に関する施策につきましては、法の理念に基づき、坂町人権擁護協議会及び坂町教育委員会並びに関係機関・団体等と連携をとりながら、行政施策の推進を図ってまいります。

英語教育につきましては、国際化・グローバル化がますます進展する中、これからの国際社会に生きる必要な英語の基礎を身につけさせるため、小中学校に外国語指導助手などを配置し、小学校における英語教育を充実させるとともに、中学校との円滑な移行を図り、英語力に必要な思考力・判断力・表現力等の向上を目指します。

「地域とともにある学校づくり」では、学校と地域が一体となって子供たちを育て、地域とのきずなを強めるとともに、次代の担い手を育成するための地域連携・協働体制の構築に努めてまいります。

学校施設の改修整備につきましては、安全で安心して学ぶことができる施設の適切な点検及び避難場所としての維持管理が重要であるため、今年度は学校施設の「長寿命化計画」を策定し、中長期的な視点での維持管理について整理をいたします。

また、児童生徒の衛生面や健康面に配慮し、学校が避難所になった場合も安心して使用できるように、老朽化した学校トイレを整備いたします。

防災教育では、自他の命を大切にし、自主的に行動できるとともに、共助の意識を育てるため、防災に関する意識や技能の定着を図り、家庭や地域と連携した防災活動の充実に努め、地域ぐるみの防災教育を推進してまいります。

学校教育では、坂町の子供たちが「ふるさと坂町」に誇りを持ち、異なる文化や価値観を理解し、国際社会での平和や発展に貢献する態度を育成し、「日本の将来を担う人になる」という夢や希望の実現に向かって挑戦する児童生徒の育成を目指してまいります。

生涯学習においては、心の豊かさや生きがいのための学習意欲の増大、社会経済の変化への対応が求められる中、町民一人一人が生涯を通じていつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような生涯学習社会の構築を目指します。このため、町民センターや図書館等を活動拠点として位置づけ、地域

における生涯学習に取り組む体制及び学習環境の整備を図ってまいります。

Sunstar Hallは町内外のスポーツ交流の場として、また、文化交流拠点等として、引き続き、施設の適切な維持管理に努めます。

「放課後子どもプラン」等につきましては、子供たちが生活体験、社会体験などのさまざまな体験活動に自主的に取り組めるよう、地域で子供を育てる環境や、家庭・地域の教育力の向上を目指して、地域ボランティアの協力のもと、さらなる充実に努めてまいります。

また、留守家庭児童会につきましては、豪雨災害の影響でおくれていた坂地区、小屋浦地区の受け入れ施設の整備が完了し、全ての地区で全学年の受け入れが可能となりました。

図書館におきましては、蔵書を計画的に整備し、引き続き、資料の充実に努めてまいります。

また、子供の読書活動については、「第2次坂町子ども読書活動推進計画」に基づき、読み聞かせや読書会などの学習の場を積極的に提供しながら、年齢に合った読書活動を推進していくとともに、取り組んできた施策の検証を行い、成果と課題を整理し、第3次計画策定に向けて取り組んでまいります。

また、祝日も利用いただけるなど、今後も町民の皆様が気軽に利用できる魅力ある図書館にしてまいります。

スポーツ・文化活動の振興は、町の発展だけではなく、人間性を豊かにし、健康で文化的な生活を営む上で極めて重要な役割を果たしています。スポーツ・文化活動を通して町民相互のコミュニケーションを図り、助け合いや一体感を醸成し、活気ある地域づくりの意識の高揚に努めます。

また、子どもたちがスポーツ・文化活動に興味を持ち、自立した社会人になっても活動を継続する意欲と実践力を持った人づくりに努めます。

スポーツ・文化活動の現状につきましては、坂町体育協会及びスポーツ少年団並びに坂町文化協会が中心となって活発に活動されており、相当な成果を上げていることについて、指導者及び関係者の皆様方に厚くお礼を申し上げます。

引き続き、関係諸団体との連携を密にし、指導者の育成と確保に努め、スポーツ・文化活動を振興してまいります。

また、将来の文化発展に寄与することを目的に刊行いたしました坂町史4編の普

及・活用に引き続き努めてまいります。

本年度は、4年に一度のスポーツの祭典であるオリンピック・パラリンピックが開催されます。本町ではオリンピック開催に伴う聖火リレーを5月18日に実施することになっており、坂中学校の生徒2名を含む複数のランナーが聖火を持って駆け抜けることで、豪雨災害で被災された方々に元気を出していただき、復興に向かって頑張っている坂町を広くアピールしてまいります。

また、本年度は町制施行70周年という節目の年であることから、現在、町民センターに展示保存している六角御輿を坂町音頭とともに、5月に開催される「ひろしまフラワーフェスティバル」のパレードに出場することとしております。昔と同様に中学生がみこしを担ぐことによって伝統を復活させ、後世に引き継いでいくことにより、郷土への誇りや愛着といった郷土愛が醸成されるものと考えております。

さらに、国民的人気番組であるNHKのど自慢がサンスターホールで開催されることが決定しました。町民の皆様には、これらの70周年記念事業への参加や観覧につきまして、御協力をお願いをいたします。

国際交流の推進につきましては、幅広く町民が参加できる国際理解講座などを通じ、他国の文化や習慣等について理解を深め、国際的な視野を持った人材の育成に努めてまいります。

本年度は外国の文化や言語を学ぶとともに、ホームステイ体験、現地の人との交流を通じて国際的な視野及び知識を身につけた幅広い活動ができる人材の育成を目指し、中学生を対象とした海外研修を実施いたします。これまでの取り組みを生かし、「南加坂郷友会」との交流を継続していくとともに、日本人としてこれからの国際社会を生きていく上で大切なみずからの国に誇りを持ち、郷土や国を愛する心を育ててまいります。

また、メキシコビーチバレーボールチームがオリンピック本戦出場を決めた場合には、ベイサイドビーチ坂で実施される直前合宿を支援し、町民との国際的な交流を通じて、他国の文化や習慣などについて理解を深めてまいります。

## 6、活気と活力を創造する魅力づくり

坂町の豊かな自然、歴史的・文化的な地域資源、地理的条件などを生かしたまちづくりを進めるとともに、人々が気軽に自然に接し、体験できるよう、観光・レクリエーション施設の整備と利用を促進してまいります。

本町の農業を取り巻く環境は、高齢化により地域の担い手が減少傾向にあり、加えて、イノシシによる農作物の被害など、厳しい状況にあります。

こうした状況の中、定年などを迎えられ、第二の人生として農業に興味のある方を含め、農作業に携わる方の農耕意欲が低下しないよう、引き続き、イノシシの被害対策を実施し、休耕地を利用した菊づくり講習会やレクリエーション農園、農産物品評会などの取り組みを行い、都市近郊農業の振興を図ってまいります。

また、町木である梅の推奨とともに、本町の特色を生かし、多くの人に愛される特産品の開発を進めてまいります。

また、本町のムラサキ麦を原材料としたビールの生産・販売が行われており、引き続き、ビールの増産に向け原材料の確保を進めるなど、地域資源を通じて元気な坂町を目指してまいります。

特産品である広島カキの一翼を担うカキ養殖及び漁船漁業は、本町の唯一の地場産業として森山北漁業基地を拠点に操業が行われておりますが、老朽化した現在の浮き消波堤は20年が経過し、漁業基地内の波浪に対する安全性が確保できないため、一文字防波堤の改修を県に進めていただいております。

今後も漁業の振興に係る諸施策を継続し、坂町漁業協同組合とも連携を密にしながら、必要に応じて国や県に働きかけるなど、水産業の振興に努めてまいります。

商工業の振興につきましては、町内中小小売業の活発な商業活動を展開していくため、引き続き、中小企業融資制度を継続し、経営基盤の強化を図ってまいります。今後も広島安芸商工会と連携し、商工業の振興に努めてまいります。

西日本最大級の人工海浜であるベイサイドビーチ坂につきましては、坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、年間を通じたにぎわいの創出と交流人口の増加を図るため、ビーチでの各種イベントの支援や、ワークショップで提案されたさまざまなアイデア等の中から、ベイサイドビーチ坂のにぎわい空間形成を目指した取り組みとして、物販施設の整備について関係機関との協議を進め、実現に向け取り組んでまいります。

また、海水浴シーズンにおける国道の渋滞緩和、利用者の安全対策を図る横断歩道橋や情報伝達施設などの整備について進めているところであり、引き続き、早期完成に向けて県などの関係機関へ働きかけてまいります。

## 7、明日を拓く協働のまちづくり

町民と行政がそれぞれの役割を認識し、自主性・自立性を高めながら個性豊かな地域社会を形成するため、町民と行政が主体性を持ち、連帯意識に支えられた協働のまちづくりを推進してまいります。

地域の連帯感に支えられた住みよい地域社会を形成するため、坂町社会福祉協議会と連携し、地区住民福祉協議会等の自主的な活動を支援しながら、自発的で幅広い参加による活動を推進してまいります。

活力ある地域社会の形成を図るため、人・物・情報の活発な交流を促進するとともに、坂町の魅力を内外にアピールいたします。また、姉妹都市等との交流と連携を一層深めてまいります。

広報活動につきましては、豪雨災害からの復興に向けての取り組みや町制施行70周年記念事業、町民の皆様が元気になるイベント情報、町外の方が坂町を知り、訪れたいくなるような情報を広報誌やホームページ、SNS等で広くお知らせし、郷土愛の醸成、交流人口・関係人口の増加、定住人口の増加につながるよう、町の魅力発信により一層取り組んでまいります。

また、昨年度、着ぐるみを作製した公式マスコットキャラクター「坂うめじろう」を町内外の各種イベントに出場させるとともに、キャラクターグッズを作製するなど、町を多くの人に知ってもらうための取り組みを行ってまいります。

今後も町民の皆様役に役立つ身近な最新情報の提供に取り組むとともに、内容をより充実させ、本町の魅力を余すことなく、県内外はもとより、海外へも積極的に情報発信をしてまいります。

令和の時代になり、最初の施政方針の大綱を申し上げましたが、平成30年7月豪雨災害から一日も早い生活再建、復旧・復興を必ずやなし遂げるために、高い次元の志を持って取り組むとともに、未来に向け希望をいただける行財政運営を行いたいと考えております。

町政の基本理念は、町民一人一人が健康に恵まれ、安全で快適な生活環境の中で生活と生きがいのある生活を営むことができる地域社会を形成することであると私は考えております。このような社会を実現するため、町民の皆様を初め、各方面からの御意見に耳を傾け、何を求めておられるかを的確に判断し、その実現のため、今後、あらゆる創意と工夫のもとに、地に足がついた施策を着実に推進してまいります。

議会の皆様を初め、町民の皆様の深い御理解と御協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

御清聴ありがとうございました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 1時58分）

（再開 午後 1時59分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第13「令和2年度教育行政方針」の表明を求めます。

太田教育長。

○教育長（太田耕樹君） 令和2年度の教育行政方針の推進に当たりまして御説明申し上げます、皆様の御理解と御協力をいただきたいと存じます。

1、はじめに

近年、知識・技能や情報をめぐる変化の速さが加速的に進み、情報化やグローバル化といった社会的変化が人間の予測を超えて進展するようになってきています。進化した人工知能がさまざまな判断を行ったり、身近なものの働きがインターネット経由で最適化されたりする時代の到来が社会や生活を大きく変えていくとの予測がなされています。

将来の変化を予測することが困難な時代を前に、子供たちには社会の変化を受け身で対処するのではなく、現在と未来に向けて一人一人がみずからの可能性を最大限に発揮し、みずからの人生を切り開き、よりよい社会と幸福な人生をみずからつくり出していく力が求められています。

また、人生100年時代、超スマート社会 Society 5.0に向けて社会が大きな転換点を迎える中、その重要性は一層高まっており、町民一人一人が生涯を通して学ぶことのできる環境の整備、多様な学習機会の提供など、生涯学習の理念を踏まえた総合的な教育政策の推進が重要となっています。

これらのことから、坂町教育委員会は「町長施政方針」及び「坂町長期総合計画」等に基づき、また、「総合教育会議」の趣旨を踏まえ、町長部局と一体となって効果的な教育行政を推進していきます。

以下、「町長施政方針」の5「夢や希望を育み、絆をつくる人づくり」の内容に従い、本年度の基本方針について御説明申し上げます。

## 2、学校教育

### (1) 「礼節」を基本とした教育の推進

みずからを律しつつ他者と協調し、思いやりや感動する心を育み、未来に向けてみずからの人生を切り開いていくことのできる児童生徒の育成を目指します。

とりわけ、時と場所、場合に応じた適切な挨拶や言葉遣いのできる「礼儀」や、自分自身の立場をわきまえ、よく考えて行動し、生活することのできる「節度」を「学びの礎」として捉え、全ての教育活動を通して「礼節」を基本とした教育を推進します。

### (2) 確かな学力の向上

これからの社会を主体的・創造的に生き抜いていくために、児童生徒一人一人に基礎的・基本的な内容の定着を図り、みずから学び、みずから考え、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成します。

このため、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を進めるとともに、個に応じたきめ細かな指導に努め、学校教育における質の高い学びの実現を目指します。

また、グローバル化が進展する中で英語力の必要性は高まっており、英語教育においては、その基礎的・基本的な知識・技能と、それらを活用して主体的に課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力などの向上を目指します。

### (3) 体力・運動能力の向上

体力は人間の発達・成長を支え、創造的な活動をするために大切な役割を果たすことから、将来を担う児童生徒の体力を向上させることは、坂町の未来の発展のためにも重要であると考えます。

今後も各学校の実態を踏まえ、「体力づくり改善計画」を作成し、体育・保健体育の授業を初め、学校教育活動全体を通して体力・運動能力のさらなる向上に努めます。

### (4) 防災教育の推進

平成30年7月豪雨災害の経験や教訓を生かした防災教育を推進し、生涯にわたる防災対応能力の基礎を育成するとともに、復興に向けて心身ともにたくましく生き抜く力を育む防災教育を推進します。

具体的には、各教科、総合的な学習の時間、特別活動等の教育活動全体を通して自然災害についての理解を深め、災害時に的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができる力を育成し、自他の生命を尊重する心を育て、学校・家庭・地域の安全活動に進んで参加・協力・貢献できるような資質や能力を養います。

#### (5) 特別支援教育の推進

児童生徒の自立と社会参加を一層推進していくために、児童生徒一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、ユニバーサルデザインに配慮した教育環境を充実させるとともに、適切な指導や支援を行います。

このため、各学校で「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、効果的に活用するとともに、特別支援教育コーディネーターを中心に校内体制を整え、関係機関等との連携を積極的に進め、研修の充実や指導内容、指導方法の改善を進めます。

#### (6) 情報教育の推進

急速に情報化が進展する社会の中で、情報や情報手段を主体的に選択し、活用していくために必要な情報活用能力が求められている一方で、スマートフォンやソーシャル・ネットワーキング・サービスが急速に普及し、その利用も低年齢化しています。また、これらの利用をめぐるトラブルなども増大しており、子供たちには情報や情報技術を適切かつ安全に活用していくための情報モラルも身につけさせていく必要があります。

このため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図り、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から情報モラルを含む情報活用能力を育成します。

#### (7) グローバル化に対応した教育の推進

グローバル化が進展する中、世界共通の価値観や世界規模の課題に対応する姿勢を育むとともに、持続可能な社会のづくり手となるために必要な資質や能力を身につけさせることが求められています。

坂町で育ったことに誇りを持ち、胸を張って坂町を語り、国際社会で活躍できるよう語学力やコミュニケーション能力を育むとともに、みずからの考えや意見を伝え、主体性や創造性、責任感、チャレンジ精神を持って行動できる能力や態度の育成を目



指します。

また、異なる文化や価値観を理解し、国際社会の平和や発展に貢献する態度を育む教育を推進します。

#### (8) 生徒指導体制の確立

児童生徒を取り巻く社会環境が大きく変化する今日、問題行動の未然防止や早期発見・早期解決と健全育成を一体的に捉え、児童生徒一人一人の規範意識を高め、自己を律し、社会的自立を促進する生徒指導体制の確立を図ります。

さらに、学校・家庭・地域・関係機関等が互いに連携し、それぞれの教育力を生かした開かれた生徒指導を推進するとともに、校内における教育相談体制の充実に努めます。

とりわけ、いじめ問題については、「どの子にも、どの学校にも起こり得る問題」として認識し、いじめの未然防止に努め、いじめが生じた際には迅速な対応、悪化の防止、真の解決に結びつけるために、学校と教育委員会が一体となって適切な対応を行います。

#### (9) 幼保小中連携体制の確立

町内の保育園・認定こども園、小学校、中学校間が円滑に接続し、子供の発達や成長段階に合わせた教育の連続性、一貫性を確保し、子供に対して体系的な教育が組織的に行われる連携体制の確立に努めます。

特に、保育園・認定こども園と小学校間では、それぞれの教育・保育等の違いを踏まえ、小学校に入学した全ての子供が安心感を持って円滑に新しい学校生活へ移行し、自己を発揮しながら成長していくために、子供の育ちと学びの連続性を大切にする教育を推進します。

また、小中学校9年間の教育課程を系統的、継続的な一つのまとまりとして捉え、学校間の連携・協力体制を構築し、将来にわたってみずからの進路を切り開くことのできる児童生徒を育成します。

#### (10) 「地域とともにある学校づくり」の推進

開かれた学校から一步踏み出し、学校と地域が学校の目標を共有し、一体となって地域の子供たちを育てていくことは、子供の豊かな育ちを確保するとともに、地域のきずなを強め、地域づくりの担い手を育てていくことにもつながります。

このため、学校における地域との連携・協働体制を組織的・継続的に確立する観点

から、コミュニティ・スクールの仕組みを導入し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校づくり」を推進します。

#### (11) 安全・安心な学校環境の整備

学校施設は未来を担う子供たちが集い、生き生きと学び、生活する場であるとともに、地域住民にとっては生涯にわたる学習、文化、スポーツなどの活動の場であり、災害時等には避難所として役割を果たす重要な施設です。

学校施設の老朽化対策として「長寿命化計画」を策定するとともに、将来の財政状況も見通しつつ、安全性を最優先としながら、中長期的な視点に立って、計画的に学校施設の整備を進めていきます。

とりわけ、学校のトイレは子供たちが1日に何回も利用する場所であり、衛生面だけでなく、精神面や健康面にも影響があり、加えて学校が避難所になった場合は、小さな子供や高齢者、体の不自由な方などが安心して利用できることが重要であるため、今年度は老朽化した学校トイレを改修し、安全で安心して利用できるトイレ環境の整備を進めます。

### 3、生涯学習

#### (1) 生涯学習社会の実現

社会の急激な変化を背景に、価値観の多様化する中で長い人生を生き生きと生きるため、従来の学校中心の教育が見直され、あらゆる世代、全ての生活の場における生涯にわたっての学習が重視されています。

そのため、町民一人一人が生涯を通して学ぶことのできる環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果が適切に評価されるための仕組みづくりなど、生涯学習社会の実現を目指した取り組みを推進します。

#### (2) 生涯学習環境の整備

学習活動のさらなる充実を図るため、学習意欲を持つ誰もが、それぞれのライフスタイルに合わせて、いつでも、どこでも、気軽に学べる環境づくりを支援します。

地域の小中学校、町民センターや図書館などの公共施設が身近な学習拠点として、また、交流の場として活用されるように、多様化・高度化する町民の学習の内容や学習方法に対応した施設整備や施設の連携、設備などの充実を図るとともに、活用の利便性に努めてまいります。

また、Sunstar Hallにおいては、町民に親しまれ、スポーツ・文化活

動の交流拠点として活用されるよう、関係機関等とも協力し、利用促進に努めるとともに、防災の拠点として施設の適切な点検及び維持管理に努めます。

### (3) 生涯学習推進体制の確立

社会の変化や町民の学習ニーズに応じた学習機会の提供や学習活動をより豊かで魅力あるものとするため、中心的役割を担う指導者及びコーディネーターの確保と育成に努め、生涯学習を推進する体制の確立に努めます。

また、講座参加者が継続して活動ができるよう、自主グループの育成や生涯学習に関係する機関・団体間の連携・協力体制の構築を図ります。

### (4) 図書館運営の充実

図書館は地域の情報の拠点としての役割を果たすため、蔵書・資料などの計画的な収集・整備に努め、誰もが知識や情報を得ることができる環境を整えていきます。

また、本年度は図書システムの改修を行うことにより、他市町の図書館との通信及び蔵書の予約が容易になるなど、サービスの資質向上に努めます。

子供の読書活動については、平成28年度に改定した「第2次坂町子ども読書活動推進計画」に基づいて取り組んできた施策の検証を行い、成果と課題を整理し、第3次計画策定に向けて取り組んでまいります。

### (5) 生涯スポーツを通じた地域づくりの推進

町民がスポーツを楽しみ、スポーツを通じて健康と幸せを実感できる環境づくりに努めるとともに、坂町体育協会や関係機関等と連携・協力し、「坂町悠々健康ウォーキング大会」を初めとする各種スポーツ大会や行事を開催して、スポーツを通じた地域づくりを推進いたします。

また、本年度は4年に一度のスポーツの祭典であるオリンピック・パラリンピックが東京で開催されます。本町ではオリンピック開催に伴う聖火リレーを5月18日に実施することとなっており、坂中学校の生徒2名を含め複数のランナーが聖火を持って駆け抜けることで、豪雨災害で被災された方々に元気を出していただき、復興に向けて頑張っている坂町を広くアピールしていくとともに、これらスポーツを通じて地域を活性化させる取り組みを推進してまいります。

### (6) 道徳心の高揚と青少年の健全育成

お互いを尊重し、ともに助け合い、心が触れ合う社会の実現を図るため、道徳心の高揚に努めます。

特に、「子は親の後ろ姿を見て育つ」と言われているように、親や地域住民が模範を示し、教育に当たることが大切であることから、家庭・学校・地域が一体となって道徳心を高める意識啓発活動のより一層の充実に努めます。

また、青少年育成坂町民会議や学校等と連携し、「あいさつ運動」や「道徳作文」、「青少年の主張」などへの参加を促進し、あらゆる機会を捉えて他人を思いやる心や善悪の判断などの基本的倫理観を養い、社会的なマナーを身につけることなど、青少年の健全育成に努めます。

#### (7) 「放課後子どもプラン」の推進

子供たちが放課後や週末の自由な時間を安全で安心して活動できる拠点として、「放課後子ども教室」や「子どもチャレンジ講座」の充実に努め、地域全体で子供を守り育てる意識の啓発を図り、子供たちの社会性、自主性、創造性などの豊かな人間性の涵養を目指します。

また、「留守家庭児童会」については、豪雨災害でおくれていた坂地区及び小屋浦地区の受け入れ施設の整備が完了し、全ての地区で全学年の受け入れが可能となりました。今後も「放課後子ども教室」と連携しながら、放課後の適切な遊びや生活の場を提供し、子供たちの健全育成と子育て支援の充実に努めるとともに、長期休暇中のみの受け入れや、早い時間帯の受け入れ体制についても検討してまいります。

#### (8) 芸術・文化活動の振興

芸術・文化活動は人々に感動や生きる喜びをもたらし、暮らしに潤いと活力を満たす大きな力となることから、芸術・文化を大切にす社会の実現を目指します。町民センターを初め、公共施設における自主グループや芸術・文化団体の育成と支援を継続するとともに、「坂町歌」「坂町音頭」の普及と振興に努め、地域に根差した芸術・文化活動を推進します。

また、文化協会・関係機関及び団体等と連携し、芸術・文化活動の活性化が図られるよう、情報の提供や発表の場、参加する機会の拡充に努めます。

特に、本年度は町制施行70周年という節目の年であることから、5月に開催されるフラワーフェスティバルのパレードで「坂町音頭」並びに坂町指定文化財に登録された「六角御輿」を披露し、多くの方に本町の魅力や伝統・文化を知っていただくとともに、みこしの担ぎ手である中学生には、本町の豊かな歴史的遺産を守り、後世に伝えていくきっかけとなるような機会を提供します。

#### (9) 町史の普及・活用の促進

歴史資料の普及啓発及び郷土愛を育むことを目的に刊行された町史と、編さん事業に伴い収集した資料を活用し、青少年から高齢者まで幅広い年齢層を対象に各種事業を展開します。町民の歴史や文化に対する関心・意欲を高めるとともに、先人が築いた歴史や文化を次世代に継承するため、坂町史の普及・啓発活動に努めます。

また、町内の史跡に案内板を設置し、多くの方が坂町の歴史や文化を知り、触れることで、より一層の郷土理解、郷土愛の醸成に努めます。

#### (10) 国際交流の推進

国際化が進展する中、青少年みずからが国際社会の一員であることを自覚し、異なる文化や歴史に立脚する人々と共生していくため、国内外における異文化体験や共同生活体験などに直接触れる機会を提供し、次代を担うグローバル人材の育成につながる主な施策として、町内に在住する中学生を対象とした第7回坂町海外研修青少年対象事業を実施いたします。

事業概要といたしましては、過去6回実施した成果と課題を踏まえた事前学習を実施し、移民の歴史、ホームステイ体験、現地学校訪問、郷土出身者の会「南加坂郷友会」との交流、現地研修などの内容を検討し、事業の充実に努めます。

また、ことし開催される東京オリンピックの出場を目指すメキシコビーチバレーボールチームの本大会の出場が決定された場合は、ベイサイドビーチ坂で実施される直前合宿を支援し、町民との国際的な交流を通じて他国の文化や習慣などについて理解を深めるとともに、トップアスリートとの交流が子供たちの夢や希望を育むきっかけとなるような機会を提供します。

#### 4、おわりに

学校教育では情報化や技術革新、グローバル化等により、予測を超えて加速度的に進展する社会を生きるために必要な力である「生きる力」を児童生徒一人一人に育成する教育を推進していきます。

また、生涯学習では、全ての町民が生涯を通じて健やかに充実した生活を送ることができるよう、文化に親しみ、スポーツを楽しむための環境づくりに努め、「社会が人を育み、人が社会をつくる」好循環と生涯学習社会の実現を目指した効果的な取り組みを進めていきます。

厳しい財政状況の中で、町当局の教育行政に対する温かい御支援に心から感謝申し

上げるとともに、その期待に応えるためより一層努力し、坂町教育の向上及び発展のために邁進します。

今後とも、議会の皆様並びに町民の皆様の御理解と御協力をお願いいたしまして、教育行政方針といたします。

○議長（川本英輔議員） 以上で、令和2年度町長施政方針、教育行政方針を終わります。

お諮りします。

議事の都合により、本日の会議はこれまでとし、延会としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

本日は、これをもって延会とします。

再開は、あす、3月3日午前10時とします。

お疲れさまでした。

○議会事務局長（西谷信樹君） 皆様、御起立をお願いいたします。

（起立）

○議会事務局長（西谷信樹君） 互礼。

（延会 午後2時24分）